

### 3 医療活動の実施

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38 ]

#### (1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、災害発生時の急性期から慢性期にわたり、被災地において必要な医療サービスを迅速かつ安定的に提供できるよう、被災地にDMAT(災害派遣医療チーム)や医療支援チームを派遣するとともに、ドクターヘリ等を活用し、患者の搬送を行う。

ドクターヘリの運用については、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、広域連合が基地病院及び関係府県と運航調整を行う。

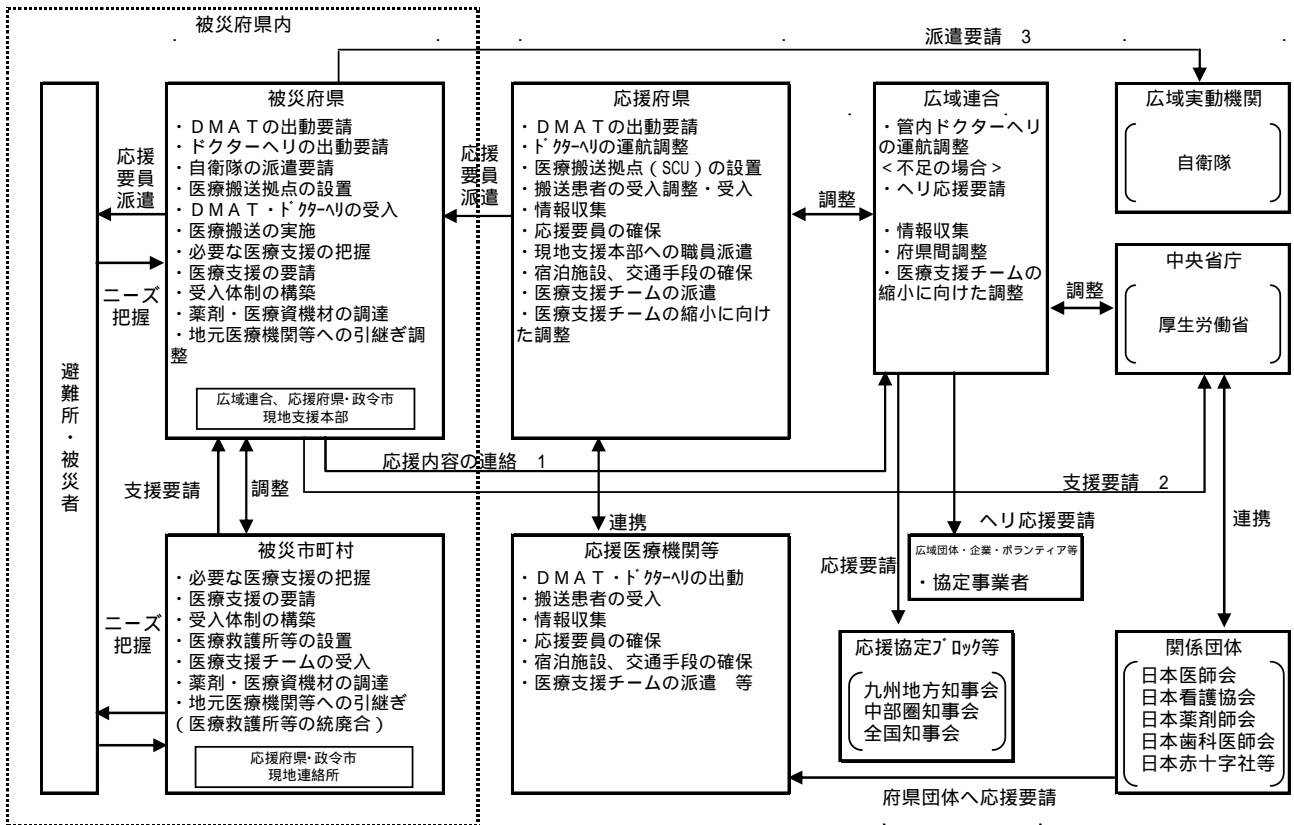
なお、ヘリコプターによる患者の搬送は、ドクターヘリ、自衛隊ヘリ以外に、消防防災ヘリによっても行われるが、消防防災ヘリの運航については、「2 救助・救急及び消火活動の実施」の中で行われるものであることから、本節では記載しない。

#### (2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	急性期(概ね48時間以内)の医療救護活動に必要な応援要員(DMAT) 国の関与により派遣調整が行われる。 亜急性期(概ね48時間以降4週以内)の医療提供体制の確保に必要な応援要員(救護班:医師・看護師・薬剤師・調整員等) 現地のニーズ把握、医療支援チーム等の現地活動を後方支援するために必要な応援要員(現地連絡調整員)	診察に必要な医療機器 医薬品、医療資機材 診療に必要な備品 水、食料、毛布等 パソコン 携帯電話、衛星携帯電話等の通信機器  (手順は「8 生活物資の供給」参照)	被災地での救命治療 重症患者等の広域搬送(被災地内・外の医療施設への搬送) 被災地での医療サービスの提供 現地支援本部での各種支援 ドクターヘリの運用 自衛隊による救護班の派遣、医療搬送の実施 医療搬送拠点(SCU)の設置 国の関与により調整が行われる。
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓ 慢性期(概ね4週以降)の医療提供体制の確保に必要な応援要員(医師・看護師・薬剤師・理学療法士、歯科医師、調整員等) 被災地の医療支援を統括・調整するために必要な応援要員(災害時医療調整チーム)	↓	↓ 被災地の医療救護所等での診察、巡回診療等の医療サービスの提供 被災地での医療需給の調整 平時の医療提供体制への移行(地域の医療機関への引継)

第4章 応援・受援の手順  
3 医療活動の実施

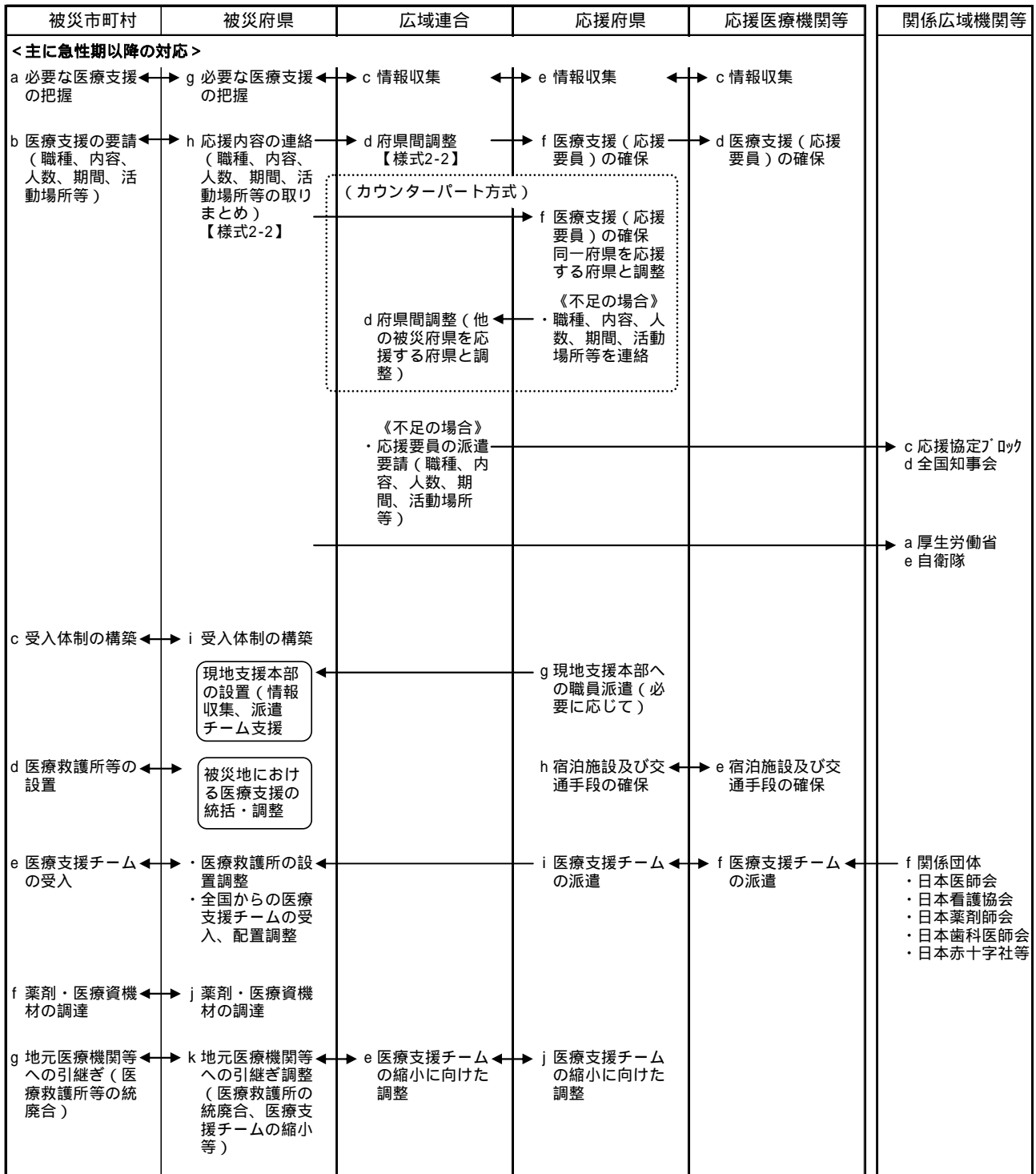
(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。
- 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援医療機関等	関係広域機関等
<b>&lt;主に急性期(概ね48時間以内)の対応&gt;</b>					
	a DMATの出動要請		a DMATの出動要請	(DMAT指定医療機関)	a 厚生労働省 (DMAT事務局)
	b ドクターヘリの出動要請	a 管内ドクターヘリの運航調整	b ドクターヘリの運航調整	(ドクターヘリ基地病院)	
	「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に対応				
		<不足の場合> b 運航要請			b 協定事業者 c 応援協定ブック d 全国知事会
	c 自衛隊(救護班・医療搬送)の派遣要請				e 自衛隊
	d 医療搬送拠点(SCU)の設置(被災府県内)		c 医療搬送拠点(SCU)の設置(応援府県内)		a 厚生労働省 (DMAT事務局)
	e DMAT、ドクターヘリ、自衛隊救護班・ヘリの受入			a DMAT、ドクターヘリの出動	
	f 医療搬送の実施		d 搬送患者の受入調整・受入	b 搬送患者の受入(災害拠点病院等、県医師会等関係団体)	



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

## 被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な医療支援の把握	医療機関の被災状況、入院患者や傷病者等の状況を確認し、当面必要な医療支援と当該業務の実施に必要な応援要員等に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所、必要な医薬品及び資機材等）を把握する。 特に、透析や人工呼吸器等が必要な患者など緊急搬送患者の有無を把握する。
b 医療支援の要請	必要とする医療支援に関する情報（職種・内容・人数・期間・活動場所等）を被災府県に連絡する。
c 受入体制の構築	被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、全国からの医療支援を円滑に受け入れるための体制を整備する。
d 医療救護所等の設置	被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、被災地域の医療提供体制を確保するため、医療需要に応じて医療救護所等の設置を行う。
e 医療支援チームの受入	被災府県や地域の災害拠点病院等と連携し、被災地域に設置した医療救護所等において、全国から派遣された医療支援チームの受け入れを行う。
f 薬剤・医療資機材の調達	被災府県と連携し、医療支援活動に必要な薬剤・医療資機材の調達システムを確立する。 被災府県と連携し、各医療救護所等に必要な薬剤・医療資機材を調達・提供する。
g 地元医療機関等への引継ぎ	刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、被災府県と連携し、医療救護所等の統廃合を行い、地元医療機関等への引継ぎを行う。

## 被災府県の業務

項目	内容
a DMA Tの出動要請	発災後、直ちに被災状況を推測、把握し、管内のDMA T指定医療機関にDMA Tの派遣要請を行うとともに、厚生労働省（DMA T事務局）に対し、全国のDMA Tへの派遣要請を依頼する。
b ドクターヘリの出動要請	DMA Tの活動支援や重症患者等の搬送を行うため、基地病院にドクターヘリの出動を要請する。
c 自衛隊（救護班・医療搬送）の派遣要請	発災後、直ちに被災状況を推測、把握し、自衛隊に対し、救護班の派遣及びヘリコプターによる医療搬送を要請する。
d 医療搬送拠点の設置	厚生労働省（DMA T事務局）と調整を行い、ドクターヘリ等の参集拠点として、また、被災地域の重症患者等の被災地外への搬送拠点として、「医療搬送拠点（SCU：Staging Care Unit）」を設置する。
e DMA T、ドクターヘリ、自衛隊救護班・ヘリの受入	厚生労働省（DMA T事務局）と連携し、DMA Tやドクターヘリ等の受け入れを行う。 状況に応じ、全国から受け入れたDMA Tを管内の災害拠点病院等に再配置する。 自衛隊と連携し、救護班の受け入れを行うとともに、ドクターヘリと合わせて自衛隊ヘリによる医療搬送が効率的・効果的に行われるよう必要に応じて調整を行う。
f 医療搬送の実施	被災地での治療が困難な重症患者等について、治療可能な医療機関へ搬送するため、近隣府県と受入調整を行う。 地域内の医療機関や近隣府県に設置された「医療搬送拠点」等へ患者搬送を行う。
g 必要な医療支援の把握	急性期から中長期的な医療提供体制への円滑な移行を行うため、被災市町村と連携し、被災地における医療需要を把握する。 特に、透析や人工呼吸器等が必要な患者など緊急搬送患者の有無を把握する。

	握する。
h 応援内容の連絡	被災市町村及び被災府県が必要とする医療支援に関する情報(職種・内容・人数・期間・活動場所等)を取りまとめ、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:幹事府県)へ連絡する。 必要に応じ、継続的な医療支援を厚生労働省、自衛隊に要請する。
i 受入体制の構築	被災地の医療支援を統括・調整機能を整備する。 被災地における医療救護所の設置について、被災市町村と協議・調整を行う。 全国からの医療支援の受入や医療救護所等への配置調整等を行う。
j 薬剤・医療資機材の調達	被災市町村と連携し、医療支援活動に必要な薬剤・医療資機材の調達システムを確立する。 被災市町村と連携し、各医療救護所等に必要な薬剤・医療資機材を調達・提供する。
k 地元医療機関等への引継ぎ調整	刻々と変化する被災地の状況を的確に把握し、被災市町村と連携し、医療救護所等の統廃合を行い、地元医療機関等への引継ぎを行う。

## 広域連合の業務

項目	内容
a 管内ドクターヘリの運航調整	基地病院及び応援府県と管内ドクターヘリの運航調整を行う。 「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、運航調整を行う。
b 運航要請	ドクターヘリが不足する場合、災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定の締結事業者に予備機の活用によるドクターヘリの運航要請を行う。
c 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
d 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能な職種、人数等を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 <b>(カウンターパート方式の場合)</b> 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
e 医療支援チームの縮小に向けた調整	地元医療機関等への引継ぎに向け、被災府県及び応援府県と医療支援チームの派遣縮小に向けた調整を行う。

## 応援府県の業務

項目	内容
a DMA Tの出動要請	厚生労働省(DMA T事務局)からの要請に基づき、管内のDMA T指定医療機関に対し、DMA Tの待機及び出動要請を行う。
b ドクターヘリの運航調整	基地病院及び広域連合と管内ドクターヘリの運航調整を行う。 ドクターヘリを運用している府県に限る。 「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、後述の「大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針」に基づき、運航調整を行う。
c 医療搬送拠点の設置	厚生労働省(DMA T事務局)からの要請に基づき、同事務局及び広

第4章 応援・受援の手順  
3 医療活動の実施

	域連合と協議・調整を行い、被災地からの搬送患者等の受入拠点として、「医療搬送拠点（SCU）」を設置する。
d 搬送患者の受入調整・受入	被災地からの搬送患者を円滑に受け入れるため、受入可能な医療機関の確保を行う（受入可能人数等の把握）。 医療搬送拠点等において、被災地からの搬送患者の受け入れを行う。
e 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
f 医療支援の確保	広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、医療機関や関係団体等に対し、被災地の医療支援に必要な応援要員の派遣依頼を行う。 切れ目のない被災地支援が可能となるよう、継続的な医療支援体制の確保を行う。
g 現地支援本部への職員派遣	必要に応じて、現地支援本部等に職員を派遣する。現地支援本部等に派遣された職員は、被災地のニーズ把握など情報収集を行い、広域連合・応援府県に情報提供するとともに、被災地における医療支援チームの活動支援を行う。
h 宿泊施設及び交通手段の確保	応援医療機関と調整の上、いずれかが被災地へ派遣する医療支援チームの宿泊施設を確保する。 被災地への交通手段を確保する。なお、交通手段の確保にあたっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等と乗り合わせて往来する等、効率的に行う。 被災地における医療支援チームの交通手段を確保する。
i 医療支援チームの派遣	被災府県と調整を行い、被災地へ医療支援チームを派遣する。 派遣に当たっては、支援チームが消費又は使用する物資を携行させるなど、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。
j 医療支援チームの縮小に向けた調整	地元医療機関等への引継ぎに向け、被災府県、広域連合及び応援医療機関等と医療支援チームの派遣縮小に向けた調整を行う。

応援医療機関等

項目	内容
a DMAT、ドクターヘリの出動	（DMAT指定医療機関） 応援府県の要請を受け、DMATの待機及び出動を行う。 （ドクターヘリ基地病院） 被災府県からの出動要請を受け、広域連合及び応援府県と運航調整を行い、被災地へドクターヘリの派遣を行う。 運航調整の結果、管内で待機することになったドクターヘリについては、広域連合管内全体の救急医療体制の確保を図るため、被災地支援に当たるドクターヘリの運航範囲を補完するなど柔軟な運航を行う。
b 搬送患者の受入	応援府県に対し、随時、受入可能人員の連絡を行う。 応援府県と調整を行い、被災地からの搬送患者の受け入れを行う。
c 情報収集	応援府県や関係団体等を通じて、被災地のニーズを把握し、情報を共有する。
d 医療支援の確保	応援府県の要請に基づき、被災地の医療支援に必要な応援要員の確保を行う。 切れ目のない被災地支援が可能となるよう、継続的な医療支援体制の確保を行う。
e 宿泊施設及び交通手段の確保	応援府県と調整の上、いずれかが被災地へ派遣する医療支援チームの宿泊施設を確保する。 被災地における医療支援チームの交通手段を確保する。

f 医療支援チームの派遣	応援府県と調整を行い、被災地へ医療支援チームを派遣する。派遣に当たっては、支援チームが消費又は使用する物資を携行させるなど、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。
--------------	--

## 関係広域機関等の業務

項目	内容
a 厚生労働省（DMAT事務局）	被災状況を把握し、都道府県に対し、DMATの待機及び出動の要請を行う。 被災府県及び被災近隣府県等と協議・調整を行い、医療搬送拠点（SCU）の設置を行う。 DMATの搬送や広域医療搬送に必要な搬送手段の確保（自衛隊ヘリ等）を行う。 応援府県等と連携し、被災地で治療困難な重傷患者等の広域医療搬送を行う。
b 協定事業者	広域連合からの要請に基づき、基地病院と調整の上、予備機の活用によりドクターヘリを運航する。
c 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
d 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援府県を被災府県ごとに個別割り当てる対口支援方式を基本として被災府県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災府県を応援することとされた都道府県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
e 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、救護班を派遣する。 被災府県からの要請又は緊急輸送に係る国の計画（例：東南海・南海地震応急対策活動要領に基づき国が定める緊急輸送計画）に基づき、ヘリコプターによる医療搬送を実施する。
f 関係団体	関係団体（日本医師会、日本看護協会、日本薬剤師会、日本歯科医師会、日本赤十字社等）は、被災府県の情報収集を行い、必要に応じて府県団体と調整し、医療支援を実施する。

## &lt;留意事項&gt;

（消防機関と医療機関の連携）

- ・迅速な医療活動の実施による救命率の向上のためにも、救出・傷病者情報の共有、被災地への出動手段等、消防機関（救急隊員）と医療機関（医師・看護師等）が連携して救助・救急及び医療活動を実施することが重要である。

第4章 応援・受援の手順

3 医療活動の実施

<大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリの運航体制>

[ 関西広域連合広域医療局「関西広域救急医療連携計画（平成24年3月）」p.25～26より作成 ]

ドクターヘリは災害時のDMATの移動手段として、また、患者の搬送手段として大きな役割を果たすと同時に、地域の救急医療体制を確保する上で必要不可欠な搬送手段であることから、「被災地支援」と「地域の救急医療体制の確保」の両課題に適切に対応できるよう、被災状況を勘案しながら、次の方針に基づき、運航調整を行う。

なお、和歌山県ドクターヘリについては、広域連合に移管しないことを踏まえ、基地病院、和歌山県及び広域連合が、事案に則して緊密に連携して対処するものとする。

大規模広域災害発生時の広域連合管内ドクターヘリ運用方針

災害現場に出動する場合は、原則として、基地病院は広域連合（広域医療局）と予め協議・調整を行う。

直ちに現地医療救護活動が必要な場合は、基地病院の判断により災害現場に出動できるものとするが、その際には、基地病院は速やかに広域連合（広域医療局）に状況報告を行う。

救護活動が超急性期（～48時間）を超える場合は、地域の救急医療体制の確保を図りながら、継続的な支援体制について、広域連合（広域医療局）が基地病院等と調整を行う。

《広域連合管外が被災した場合》

上記～によるほか、による。

全国から相当の支援が見込まれる場合は、広域連合管内ドクターヘリの運航について、広域連合（広域医療局）が基地病院、関係府県と調整を行う。

（ ）2機のヘリが被災地支援を行い、2機のヘリが広域連合管内の救急医療搬送の役割を担うことを基本とする（現行の4機体制を前提）

（ ）それぞれのヘリについては、基地病院の位置関係を考慮し、広域連合管内を効率的にカバーできる体制とする。

運航調整機能（コントロールセンター機能）の集約化

広域連合管内が被災した場合、複数のドクターヘリによる集中的な支援を効率的かつ効果的にを行うため、平常時は各基地病院に設置している「運航調整機能（コントロールセンター機能）」を集約化する。

(参考) 広域連合管内のドクターヘリ配置体制(平成24年10月31日現在)

基地病院	3府県ドクターヘリ (公立豊岡病院)	大阪府ドクターヘリ (大阪大学医学部附属病院)	和歌山県ドクターヘリ (和歌山県立医科大学附属病院)	徳島県ドクターヘリ (徳島県立中央病院)	未整備地域
滋賀県		県全域			
京都府	京丹後、宮津与謝、舞鶴、福知山、綾部、(京都中部)	京都市、乙訓、宇治、八幡、久御山、城陽市、京田辺、精華、相楽中部、京都中部			
大阪府		府全域			
兵庫県	美方、豊岡、養父、朝来、丹波			淡路島	県南部 現在はドクターヘリの運用を行っている消防防災ヘリがカバー
和歌山県			県全域		
鳥取県	東部、中部、西部				
徳島県				県全域	



< 参考 >

日本DMATの概要

DMATとは「災害急性期に活動できる機動性を持った トレーニングを受けた医療チーム」と定義されており、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMAT（ディーマット）と呼ばれている。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームである。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災で災害医療について多くの課題が浮き彫りとなり、この教訓を生かし、“一人でも多くの命を助けよう”と、厚生労働省により、災害医療派遣チーム 日本DMATが平成17年4月に発足された。

平成13年度厚生科学特別研究「日本における災害時派遣医療チーム（DMAT）の標準化に関する研究」報告書より

出典：DMAT事務局ホームページ

【主な活動】

広域医療搬送

被災地内の空港等に患者搬送拠点としてのSCU（臨時医療施設）を立ち上げ、被災地で対応困難な重症患者を自衛隊機等により被災地外へ搬送する。DMATは、SCUでの活動や航空機内での医療を行う。

病院支援

被災地内で多くの傷病者が来院している病院に対し、混乱の制止、機能維持を図り、広報搬送の体制確保を行うとともに、トリアージ、診療など医療支援を行う。

域内搬送

ヘリコプターや救急車などによる傷病者の搬送で、現場から被災地内の医療機関、被災地内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地外のSCUから医療機関への搬送での医療支援を行う。

現場活動

災害現場や救助救出現場でレスキューと共に活動し、トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療などを行う。

【広域緊急医療の概念図】



出典：DMATパンフレット（DMAT事務局）

日本DMAT活動要領(平成24年3月30日改正)(抜粋)

用語の定義

1. DMAT

- ・ DMATとは、災害の発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。
- ・ DMAT1隊の構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本とする。
- ・ DMATは、本部活動、広域医療搬送、病院支援、地域医療搬送、現場活動等を主な活動とする。また、本部業務のサポート、病院支援や情報収集等を担うロジスティクスも行う。なお、医療チームの参集状況に応じて、必要な場合には、初期の避難所救護所での活動のサポート等を考慮する。

2. DMAT登録者

- ・ DMAT登録者は、厚生労働省等が実施する「日本DMAT隊員養成研修」を修了し、又はそれと同等の学識・技能を有する者として厚生労働省から認められ、厚生労働省に登録された者である。
- ・ DMAT登録者には、DMAT隊員証が交付される。
- ・ DMAT登録者は、災害の急性期にDMATとして派遣される資格を有する。

(略)

4. DMATの活動

- ・ DMATは、都道府県等の派遣要請を受け、DMAT指定医療機関から派遣され、活動を行う。
- ・ DMATの活動は、DMAT指定医療機関に所属しているDMAT登録者により実施される。

(略)

8. DMAT本部

- ・ DMAT本部とは、DMAT事務局、DMAT都道府県調整本部、DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部、DMAT病院支援指揮所、DMAT現場活動指揮所、DMAT・SCU指揮所及びDMAT域外拠点本部をいう。
- ・ 都道府県は、災害時に、被災地域内のDMATに対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT都道府県調整本部のほか、必要に応じて、DMAT活動拠点本部、DMAT・SCU本部等のDMAT本部を設置する。
- ・ DMAT都道府県調整本部は、都道府県災害対策本部の災害医療本部のもとに設置し、医療チームの派遣調整を行う派遣調整本部と連携し、情報の共有を行う。

(略)

12. 広域医療搬送

- ・ 広域医療搬送とは、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うために国が政府の各機関の協力の下で行う活動であり、自衛隊機等による航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含むものである。
- ・ 広域医療搬送は、被災地域及び被災地域外の民間や自衛隊の空港等に広域医療搬送拠点を設置して行う。

13. 病院支援

- ・ 病院支援とは、被災地域内の病院に対する医療の支援をいう。
- ・ 多くの傷病者が来院している病院からの情報発信、当該病院でのトリアージや診療の支援、広域医療搬送のためのトリアージ等を含む。

14. 地域医療搬送(域内搬送)

- ・ 地域医療搬送とは、ヘリコプター、救急車等による搬送で、都道府県や市町村が行うものである。
- ・ 災害現場から被災地域内の医療機関への搬送、被災地域内の医療機関から近隣地域への搬送、被災地域内の医療機関からSCUへの搬送及び被災地域外のSCUから医療機関への搬送を含む。

15. 現場活動

- ・ 現場活動とは、災害現場でDMATが行う医療活動をいう。
- ・ トリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等を含む。

(略)

18. ロジスティクス

- ・ ロジスティクスとは、DMATの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保することをいう。
- ・ DMAT活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。
- ・ DMATのチームの一員としてのロジスティック担当者に加え、DMATロジスティックチームがロジスティクスを担う。

## 4 避難指示等の発令及び避難誘導

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.36 ]

(注) 本分野においては、被災市町村が速やかに実施するものであり、基本的には被災府県内で対応される分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

### (1) 基本方針

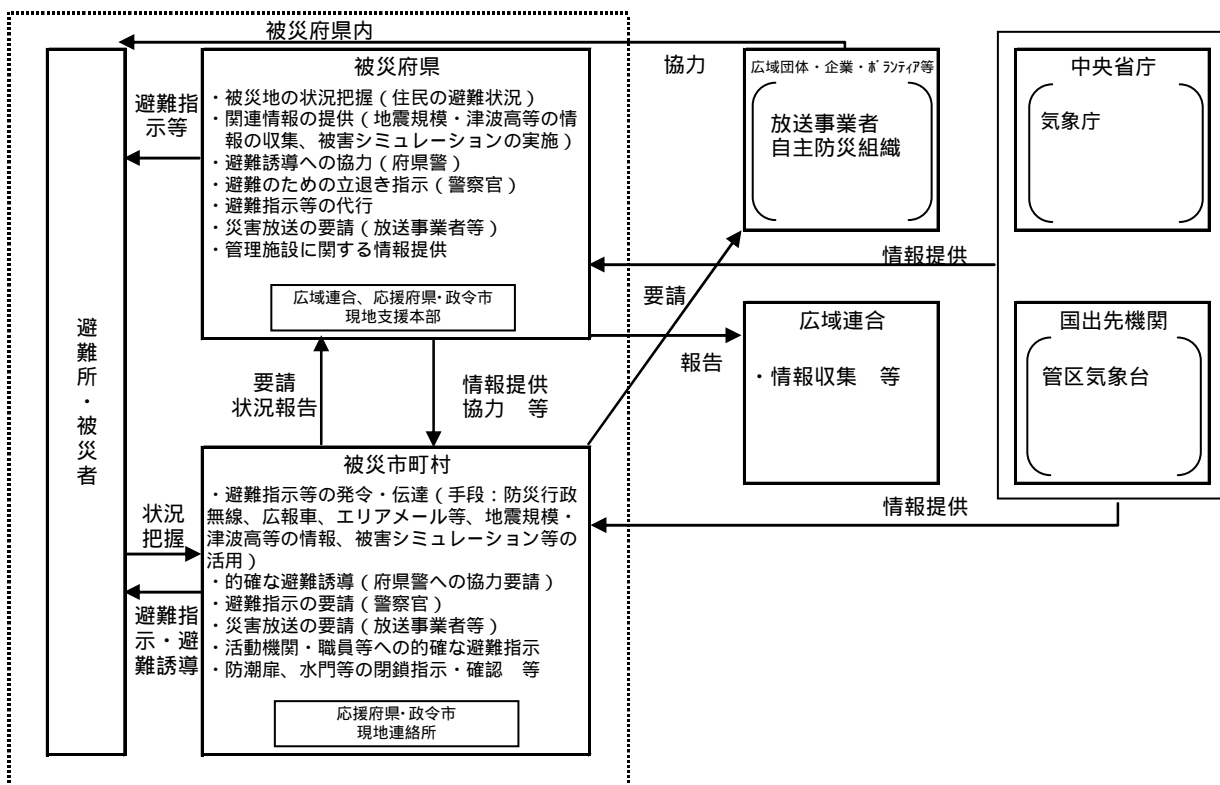
避難指示等の発令及びこれに伴う避難誘導は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、被災市町村が速やかに実施するものであり、府県内での対応が基本であるため、府県域を越える広域応援には至らない。

しかし、被災府県内で避難者の収容が困難な場合は広域避難を実施する必要があるため、広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、避難指示等の発令及び避難誘導に関する情報を収集し、広域避難の実施に備える。

### (2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)			避難指示等の発令情報の収集 避難者数、避難者の属性等の情報収集 人的・物的応援の準備
応急対応期 (避難所期)			
復 旧 期 (仮設住宅期)			

### (3) フォーマーション



第4章 応援・受援の手順  
4 避難指示等の発令及び避難誘導

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a 住民の避難状況の報告	a 被災地の状況把握	a 被災地の状況把握			
b 提供情報の活用 (地震規模・津波高等の情報、被害シミュレーション)	b 関連情報の提供 (地震規模・津波高等の情報、被害シミュレーション)				a 気象庁、管区気象台 (地震規模・津波高等の情報)
c 避難誘導にかかる協力要請(府県警察本部)	c 避難誘導への協力(府県警察本部)				
d 避難指示の要請 (警察官：立退き指示)	d 避難のための立退き指示(警察官)				
	e 避難指示等の代行				
e 災害放送の要請	f 災害放送の要請 (知事が必要と認める、又は市町村の要請)				b 放送事業者

被災市町村の業務

項目	内容
a 住民避難の状況報告	避難指示等の発令や住民の避難状況について被災府県に情報提供する。
b 提供情報の活用	被災府県から提供される地震規模、津波高、被害シミュレーション等の情報を活用し、避難指示等を行うとともに、適切な住民避難及び避難誘導を実施する。
c 避難誘導にかかる協力要請	府県警察本部に対し、避難誘導にかかる協力を要請する。
d 避難指示の要請	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、警察官又は海上保安官に対し、避難のための立退きの指示について要求する。
e 災害放送の要請	被災府県を通して、放送事業者等に対し、住民への警報・通知、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等に係る災害放送を要請する。

被災府県の業務

項目	内容
a 被災地の状況把握	被災市町村から、避難指示等の発令や住民の避難状況についての情報を把握する。
b 関係情報の提供	観測機関から地震規模、津波高等の情報を収集し、被災市町村へ提供する。 消防庁配付の簡易型地震被害想定システム等により被害シミュレーションを実施し、結果を被災市町村へ提供する。 必要に応じ被災市町村へ助言を行う。
c 避難誘導への協力	被災市町村から要請があった場合は、府県警察本部は、避難誘導につ

	いて協力する。
d 避難のための立退き指示	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、必要な避難のための立退きを指示する。
e 避難指示等の代行	災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難指示等を発令する。
f 災害放送の要請	知事が必要と認める場合、または市町村長から要請がある場合、放送事業者等に対して災害放送を要請する。

広域連合の業務

項目	内容
a 被災地の状況把握	被災府県から、被災地における避難指示等の発令や住民の避難状況についての情報を把握する。

応援府県の業務

項目	内容

応援市町村の業務

項目	内容

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 気象庁、管区气象台	地震規模や津波高等についての情報を提供する。
b 放送事業者（日本放送協会など）	災害放送を実施する。

<留意事項>

（マニュアル等の作成）

市町村は、次のことをあらかじめ定めておく必要がある。

- 避難勧告、避難指示等の発令基準
- 住民への伝達方法
- 避難所・施設の確保

構成府県は、災害時の避難に関するガイドライン等を作成し市町村への提示に努める。

マニュアル等の作成にあたっては次の中央防災会議の検討報告書が参考となる。

- 津波避難対策検討ワーキンググループ報告（平成24年7月 中央防災会議 防災対策推進検討会議 津波避難対策検討ワーキンググループ）
- 災害時の避難に関する専門調査会報告（平成24年7月 中央防災会議 災害時の避難に関する専門調査会）

## 5 広域避難の実施

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38、p.52、p.62 ]

### (1) 基本方針

多くの地震・津波災害においては、直接的な災害現象から生命を守るために行う避難（一次避難）が、市町村域や府県域を越える広域避難に至るケースは希である。

しかしながら、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震・津波により、市町村の一部が壊滅的な被害を受け、避難所となる施設も津波により被災し、避難者の生活環境が不十分な状態で長期化する可能性がある。このような場合は、市町村域や府県域を越える広域避難を実施して、早期に避難者の生活環境を整える必要がある。

このような広域避難を実施するにあたっては、府県・広域連合が、被災を免れた市町村と協働して、被災市町村を支援することが有効である。

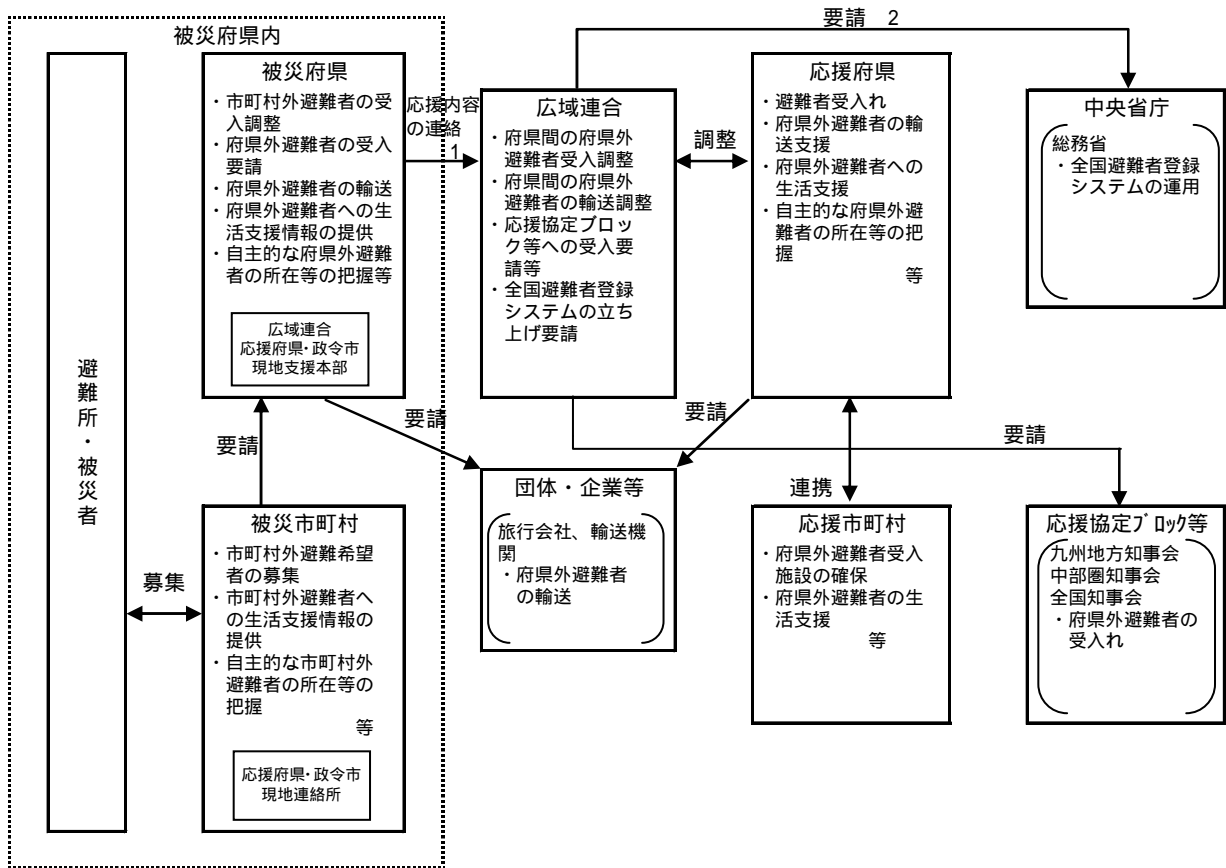
また、自主的に広域避難を行っている避難者に対しても、被災自治体と応援自治体等が連携し、避難先を把握し、生活支援等を行う必要がある。

以下、本節において、市町村域を越える広域避難を「市町村外避難」、府県域を越える広域避難を「府県外避難」という。

### (2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)			
応急対応期 (避難所期) ・ 復 旧 期 (仮設住宅期)			府県外避難者の受入調整 ・府県外避難者を収容する施設の提供 府県外避難者の輸送調整 府県外避難者への生活支援 自主的な府県外避難者の所在等の把握

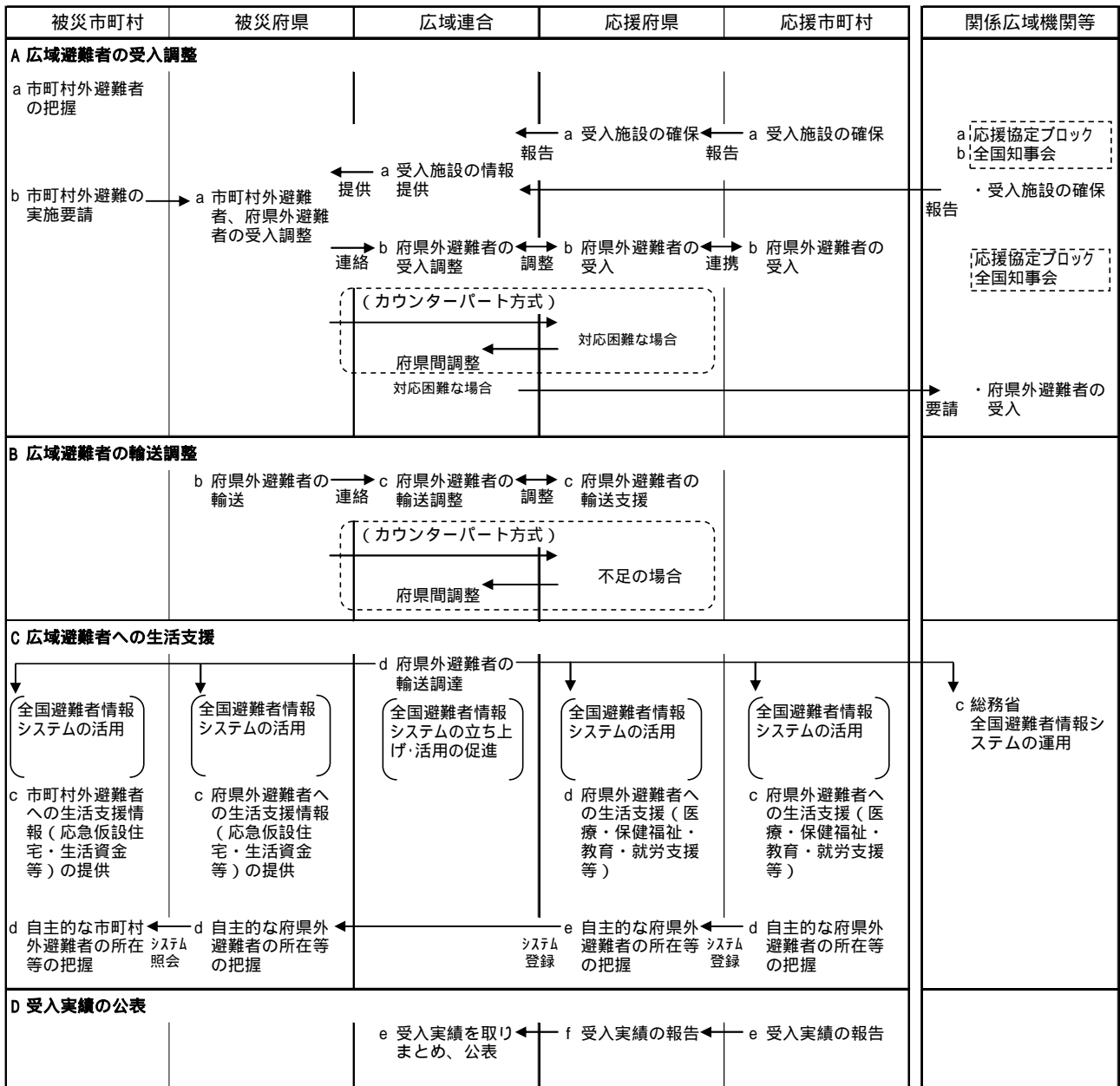
(3) フォーメーション



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地对策本部が設置された場合は、同本部を通じて要請する。

第4章 応援・受援の手順  
5 広域避難の実施

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 市町村外避難者の把握	生活環境が悪化している(一次)避難所を把握し、市町村外避難が必要な者を把握する。その際、特に被災者の健康状態や、災害時要援護者に留意する。
b 市町村外避難の要請	同一府県内の他の市町村に対し、市町村外避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を報告し、市町村外避難の要請を行う。 他の都道府県の区域における一時的な滞在の必要があるときは、被災府県に対し、府県外避難者の人数、性別、健康状態、援護の要否等を報告し、府県外避難の要請を行う。
c 市町村外避難者への生活支援情報の提供	全国避難者情報システム(概要参照)を活用して、市町村外避難者へ見舞金や応急仮設住宅等に関する情報を提供する。
d 自主的な市町村外避難者の所在等の把握	被災府県・広域連合を通じ、全国の都道府県・市町村に、自主的な市町村外避難者の所在等に関する調査を依頼する。その際、全国避難者情報システムを活用する。



## 被災府県の業務

項目	内容
a 市町村外避難者、府県外避難者の受入調整	被災市町村が、緊急的な災害対応に迫られ、市町村外避難の実施まで対応できない可能性があることに配慮し、被災府県が、府県内の被災していない市町村や旅行会社等と連携し、受入施設を確保し、被災市町村からの要請を促し、市町村外避難者の受入調整を実施する。 自府県内での避難が困難な場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）に避難が必要な被災者の人数を連絡する。
b 府県外避難者の輸送	受入施設への避難住民の輸送については、被災府県が、交通機関や旅行会社等の協力を得て実施する。被災府県のみでは輸送が困難な場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）に応援内容を連絡する。
c 府県外避難者への生活支援情報の提供	全国避難者情報システムを活用し、府県から府県外避難者への生活支援情報を被災住民に提供する。
d 自主的な府県外避難者の所在の把握	広域連合を通じ、全国の都道府県・市町村に、自主的な府県外避難者の所在等に関する調査を依頼し、その調査結果を被災市町村に提供する。その際、全国避難者情報システムを活用する。

## 広域連合の業務

項目	内容
a 受入施設の確保・調整	構成団体・連携県に、府県外避難者の受入を呼びかけ、応諾のあった団体の受入施設を整理のうえ、被災府県に情報提供する。構成団体・連携県以外の都道府県にも全国知事会等を通じて府県外避難者の受入れを呼びかける。
b 府県外避難者の受入調整	被災府県から府県外避難の受入調整の連絡を受けたとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、構成府県及び連携県に受入れ可能施設・人数・その他所要の条件を確認の上、応援計画内訳書3（様式2-4）を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。その際、災害時要援護者等については、障害や健康状態に配慮した施設へ入所できるよう計画する。 構成団体・連携県だけでは、受入れが困難な場合は、被災府県と協議のうえ、全国知事会等を通じ、関西圏域以外の都道県に受入を要請する。
c 府県外避難者の輸送調整	被災府県から府県外避難者の輸送に係る応援連絡を受けたとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援計画内訳書3（様式2-4）を作成し、被災府県及び応援府県に連絡する。その際、災害時要援護者等については、障害や健康状態に配慮した輸送ができるよう計画する。
d 府県外避難者への生活支援等	全国避難者情報システムの立ち上げを総務省に要請するとともに、構成団体を通じて市町村にその活用を働きかける。
e 受入実績の公表	応援府県等の広域避難者の受入れ実績を取りまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

## 応援府県の業務

項目	内容
a 受入施設の確保	管内市町村と連携し、公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設を確保し、広域連合に報告する。 その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者等の受入れ体制の構築に留意する。

b 府県外避難者の受入	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から府県外避難者受入れに係る応援内容の連絡を受けたとき又は府県外避難者が自主的に避難してきたときは、管内市町村と調整し府県外避難者を受け入れる。その際、避難者の健康状態や災害時要援護者の生活に留意する。</p> <p>カウンターパート方式の場合において、受入施設の不足、被災者の避難先に関する意向等により、同一府県を応援する府県・政令市で対応が困難な場合は、幹事府県がその旨を広域連合に連絡する。</p>
c 府県外避難者の輸送支援	<p>広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から府県外避難者の輸送に係る応援内容の連絡を受けたとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、構成府県及び連携県における輸送機関等の協力を得て、輸送手段を提供する等、被災府県に対する支援を行う。</p> <p>カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で輸送手段が不足する場合は、幹事府県がその旨を広域連合に連絡する。</p>
d 府県外避難者への生活支援	<p>受入市町村やボランティアと連携を図りながら、府県外避難者に対する医療・保健福祉・就労支援等のサービスの提供や、受入地域の住民との交流事業などを実施する。</p> <p>特に、府県外避難者への保健師等による健康状態の把握や、災害時要援護者の必要に応じた福祉施設への入所等、生命・身体に係る支援を優先して実施する。</p> <p>避難の長期化が見込まれる場合は、受入市町村の小中学校等への避難児童・生徒等の受け入れ体制を整備する。</p> <p>管内市町村に全国避難者情報システムの活用を働きかけ、避難元の府県及び市町村からの生活支援情報を受け取れる環境を整備する。</p>
e 自主的な府県外避難者の所在等の把握	<p>全国避難者情報システムを活用し、被災府県からの受入れ要請の中に含まれない、自主避難者についての情報(住所地、氏名等)を管内市町村から集約し、避難元府県を經由して避難元市町村に連絡する。</p>
f 受入実績の報告	<p>府県外避難者の受入れ状況を把握し、応援実績報告書3(様式4-3)により広域連合に受入れ状況を報告する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 受入施設の確保	<p>公共施設を中心に、集客施設・体育館・ホテル・旅館・賃貸住宅等で、広域避難者の受入が可能な施設を確保し、府県に報告する。</p> <p>その際、医療機関・社会福祉施設等とも連携し、災害時要援護者の受入れ体制の構築に留意すること。</p>
b 府県外避難者の受入	<p>府県から、受入要請を受けた場合、確保している施設に府県外避難者を受け入れる。その際、避難者の健康状態や災害時要援護者の生活に留意すること。</p>
c 府県外避難者への生活支援	<p>府県外避難者に対する医療・保健福祉・就労支援等のサービスの提供や、受入地域の住民との交流事業などを実施する。</p> <p>特に、府県外避難者への保健師等による健康状態の把握や、災害時要援護者の必要に応じた福祉施設への入所等、生命・身体に係る支援を優先して実施する。</p> <p>避難の長期化が見込まれる場合は、受入市町村の小中学校等への避難児童・生徒等の受け入れ準備を行う。</p> <p>全国避難者情報システムの端末整備等を活用し、生活支援情報を受け取れる環境を整備する。</p>

d 自主的な府県外避難者の所在等の把握	全国避難者情報システムを活用し、被災府県からの受入れ要請の中に含まれない、自主避難者についての情報（住所地、氏名等）を所管府県に報告し、避難元府県・避難元市町村に連絡する。
e 受入実績の報告	府県外避難者の受入れ状況を把握し、都道府県に報告する。

## 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、府県外避難者の受入が可能な施設を確保し、避難者を受け入れる。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、被災県に対する広域応援実施要領を作成して、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、府県外避難者の受入が可能な施設を確保し、避難者を受け入れる。
c 総務省	全国避難者情報システムを運用する。

## &lt;留意事項&gt;

## （コミュニティの維持）

広域避難にあたっては、被災前のコミュニティ単位で実施されるよう留意する。

## （避難者情報の把握）

避難先においても避難元の地方公共団体からの支援を円滑に受けられるよう、避難者から提供された避難先の所在地等の情報を、避難先の都道府県を通じて避難元の県や市町村に提供する仕組みの円滑な運用・強化を図る必要がある。

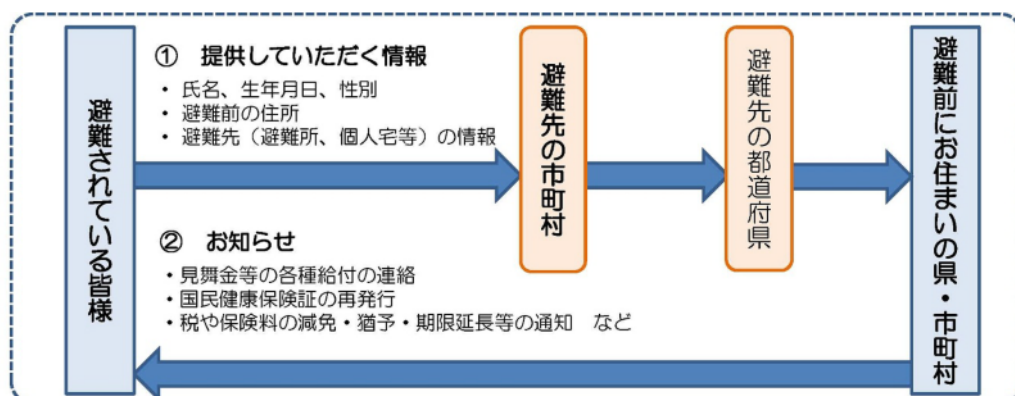
## （避難者への情報提供等）

関係地方公共団体が所在を把握できる広域避難者に対しては、情報、支援物資、サービスの提供に支障が生じないように配慮する必要がある。

## （より効率的な広域避難の実施方法の検討）

東日本大震災において行われた広域避難を参考に、今後の地震・津波災害に備え、関西圏域における広域避難の実施方法について、さらに検討する必要がある。広域連合において、広域避難にかかる避難施設、輸送手段等のあり方や具体的実施方法について検討を進める。

## &lt;参考：全国避難者情報システムの概要&gt;



出典：総務省ホームページ（避難されている皆様へのお願い）

## 6 避難所の運営

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38 ]

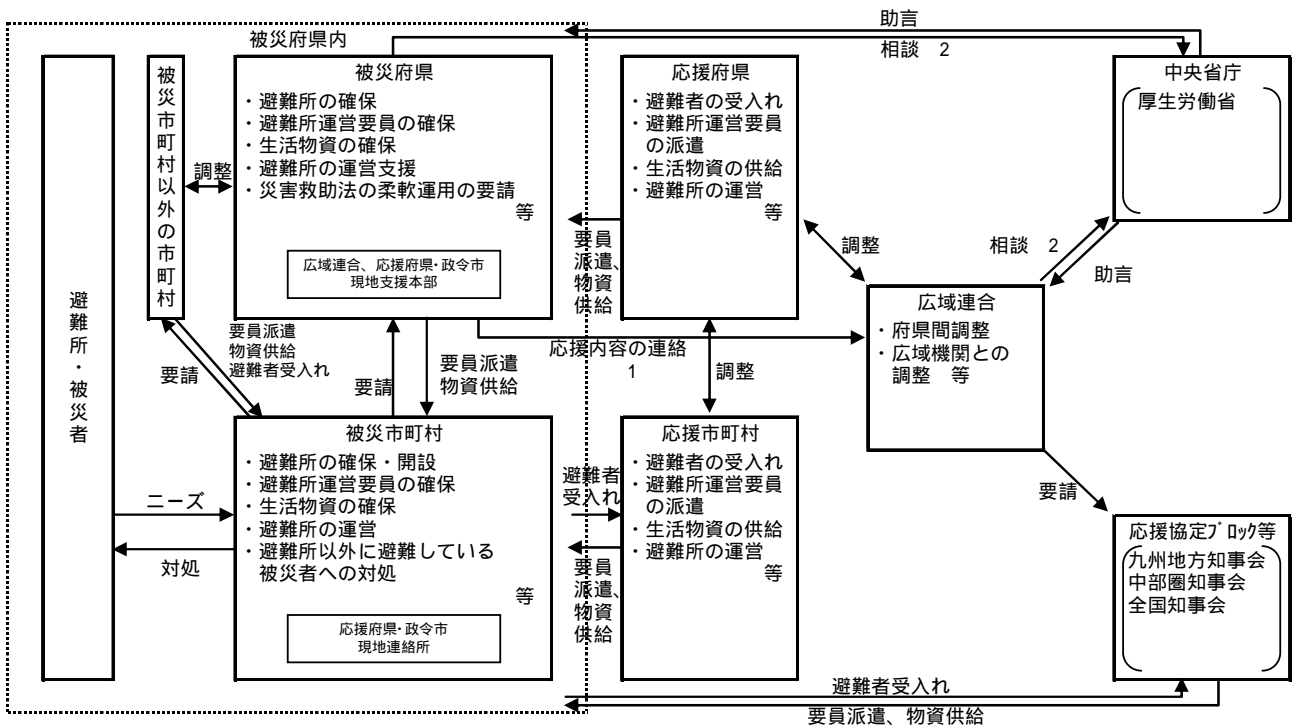
### (1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。

### (2) 応援内容

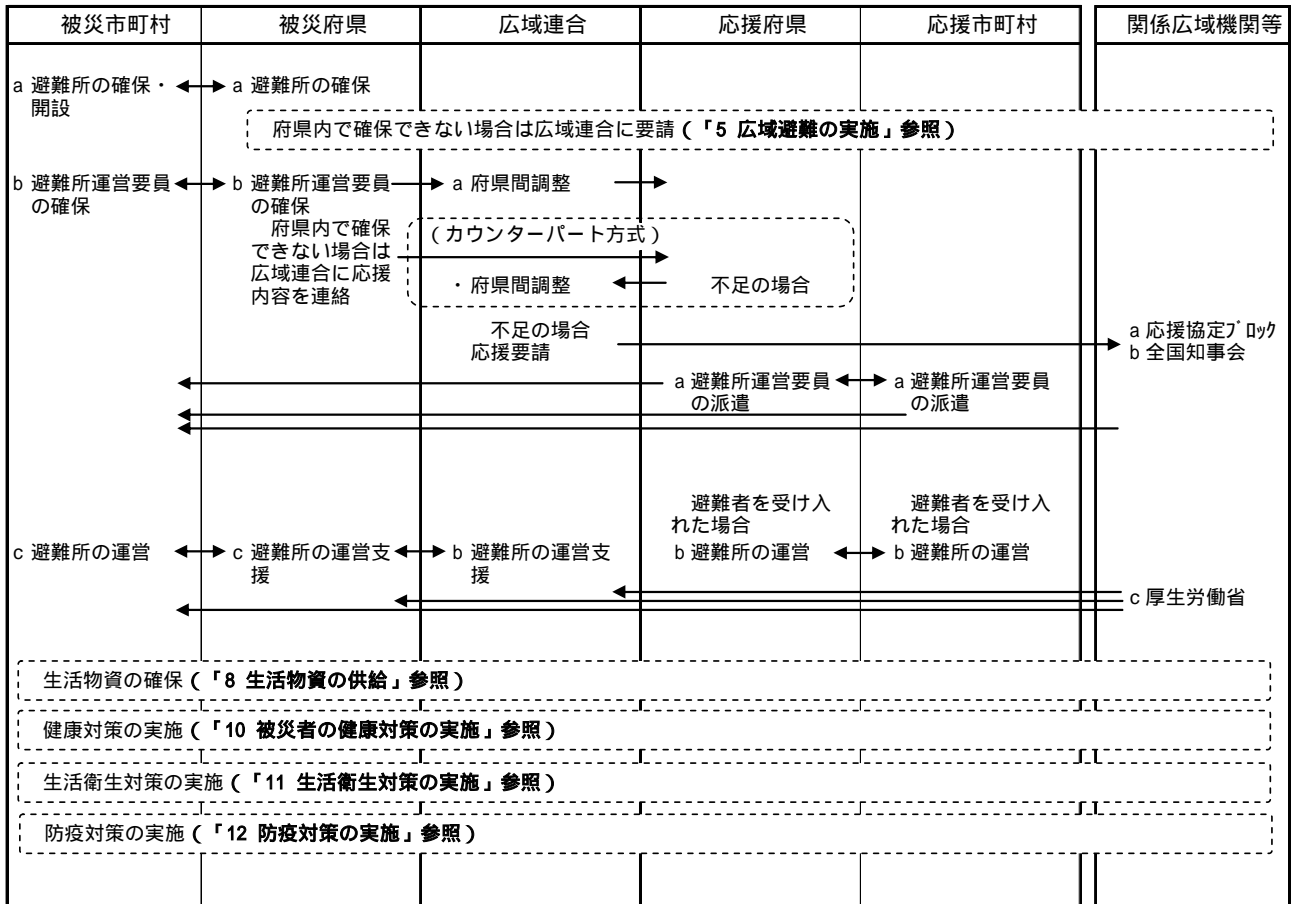
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	避難所運営要員の派遣 健康対策要員の派遣	生活物資等の供給	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	生活衛生対策要員の派遣 防疫対策要員の派遣		避難者の受入れ(避難者収容施設の提供)

### (3) フォーマーシオン



- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて相談する。

(4) オペレーション



広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 避難所の確保・開設	避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 避難所の充足・不足状況を把握する。 既定の避難所では収容できない場合、それら以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。 必要に応じて、福祉避難所を開設(または一般避難所の一部を福祉避難所として設定)し災害時要援護者の安全を確保する。 被災市町村内での避難者の収容が困難な場合は、近隣市町村又は被災府県に市町村外避難者の受入れを要請する。
b 避難所運営要員の確保	災害ボランティアの受入も含め、避難所運営要員を確保する。 避難所運営要員が不足する場合は、近隣市町村又は被災府県に避難所運営要員の派遣を要請する。
c 避難所の運営	避難所の管理・運営体制を速やかに整備する。 避難者、地域住民、自主防災組織、災害ボランティア等と協力して避難所を運営する。 可能な限り避難者中心の運営体制に移行していくよう配慮する。 避難者数、避難者の氏名、年齢、家族構成、健康状態等を把握するとともに、個人情報保護に留意しつつ、避難者台帳を作成する。 自宅など避難所以外で生活している被災者の氏名等や必要な支援に係る情報(食事の要・不要等)も可能な限り把握する。 避難者の状態(主な項目を以下に例示。)を把握し、必要な措置を講じるとともに、順次その改善を図る。

	<p>(主な項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の供与</li> <li>・トイレの設置</li> <li>・入浴施設の設置</li> <li>・避難者の健康状態の把握</li> <li>・避難所の衛生状態(炊事、洗濯、清掃、ごみ処理等の状況)の把握</li> <li>・気温、湿度等の把握と対策</li> <li>・プライバシーの確保</li> <li>・女性のニーズ(更衣室の設置、洗濯干し場設置等)への配慮</li> <li>・家庭動物のためのスペース確保</li> </ul> <p>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮する。特に、避難所での健康状態の把握、被災自治体借上げ住宅を含む応急仮設住宅への早期・優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。</p> <p>運営要員(応援府県・市町村から派遣された要員も含む。)間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に連絡会議を開催する。</p> <p>避難所間の連携・協力関係を構築するため、必要に応じて他の避難所と情報交換を行う。</p>
--	--

被災府県の業務

項目	内容
a 避難所の確保	被災市町村と連携し、避難所の充足・不足状況を把握する。被災市町村から避難者の受入要請があったときは、管内市町村と調整の上、被災府県内の施設を活用して避難所を確保する。被災府県内での避難者の収容が困難な場合は、広域連合に避難者の受入を要請する。(詳細は「5 広域避難の実施」を参照)
b 避難所運営要員の確保	管内市町村に協力を要請し、災害ボランティアの受入も含め、避難所運営要員を確保する。避難所運営要員が不足する場合は、応援要請内訳書1(様式2-2)により、広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)へ必要な避難所運営要員の人数等を連絡する。
c 避難所の運営支援	避難所の運営状況を把握し、被災市町村に対する助言、支援を行う。必要に応じて、厚生労働省に避難所の運営について助言を求める。

広域連合の業務

項目	内容
a 府県間調整	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に派遣可能人数を確認の上、応援計画内訳書1(様式2-2)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 <b>(カウンターパート方式の場合)</b> 幹事府県から応援要員を確保できない旨の連絡があったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に応援要員の派遣を依頼する。 構成団体・連携県で応援要員を確保できない場合は、各協定等に基づき、他の地方ブロック、全国知事会等の関係広域機関へ応援を要請する。
b 避難所の運営支援	避難所の運営状況を把握し、被災府県・市町村に対する助言、支援を行う。必要に応じて、厚生労働省に避難所の運営について助言を求める。

応援府県の業務

項目	内容
a 避難所運営要員の派遣	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援市町村と連携して避難所運営要員を派遣し、被災市町村の避難所運営を支援する。 運営要員間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に関催される連絡会議に参加する。
b 避難所の運営(避難者を受け入れた場合)	応援市町村と連携して、被災市町村と同様に避難所の管理・運営を行う。

応援市町村の業務

項目	内容
a 避難所運営要員の派遣	応援府県と連携して避難所運営要員を派遣し、被災市町村の避難所運営を支援する。 運営要員間の情報共有を図り、避難所運営の改善を図るため、定期的に関催される連絡会議に参加する。
b 避難所の運営(避難者を受け入れた場合)	応援市町村と連携して、被災市町村と同様に避難所の管理・運営を行う。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道県は、応援要員を確保し、被災府県又は被災市町村へ派遣する。
c 厚生労働省	広域連合、被災府県・市町村に対し、避難所の運営に関する助言を行う。

<留意事項>

(通信手段の確保)

災害発生時の情報伝達手段を確保するため、市町村は指定している避難所にあらかじめ電話を設置するよう努める。

災害発生時に情報伝達手段を確保するため、被災市町村は、電気通信事業者に対して特設公衆電話の設置や携帯電話の貸出しについて働きかける。

(避難所の移転)

避難所が危険な地域内にある場合には、被災者の意向も確認しつつ、安全な地域に移すことを検討する。

(女性や災害時要援護者等への配慮)

女性のニーズ(更衣室の設置、洗濯干し場設置等)へ配慮する。

避難所の運営に当たっては、女性が責任者に加わり、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災

害時要援護者や子どもがいる家族等への配慮、男女共同参画の視点を重視すること。特に、避難所での健康状態の把握、被災自治体借上げ住宅を含む応急仮設住宅への早期・優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者に対しては、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整っている避難所を用意する。

(被災者の意向の把握)

被災者のニーズの変化に対応できるよう意向把握を実施する。また、声を出しにくい被災者の意見を集約できるよう相談スペースを設ける。

(被災者自身による避難所運営)

地域で助け合う被災者の日常生活を取り戻すことにも役立つことから、市町村等は、避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、市町村の職員、学校の教職員による運営から、被災者が相互に助け合う自治的な組織による主体的な運営にできるだけ早期に移行するよう、その立上げを支援する。

(指定避難所外の避難者への対応)

被災者が避難している指定避難所以外の施設についても警察の協力を得て把握し対応する。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対しても、国、地方公共団体、民間企業、民間団体等の関係組織が協力して適切な対応をとることで、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くようにする。

応急仮設住宅として供与される賃貸住宅(みなし仮設住宅)に入居された方々に対しても、国、地方公共団体、民間企業、民間団体等の関係組織が協力して適切な対応をとることで、情報、支援物資、福祉等のサービスの提供が行き届くようにする。

(応援側との連携)

被災者の救援は被災府県・市町村の責務であることから、応援府県・市町村に全てを任せるといった、いわゆる丸投げにならないよう留意する。



## 7 帰宅困難者の支援

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.57 ]

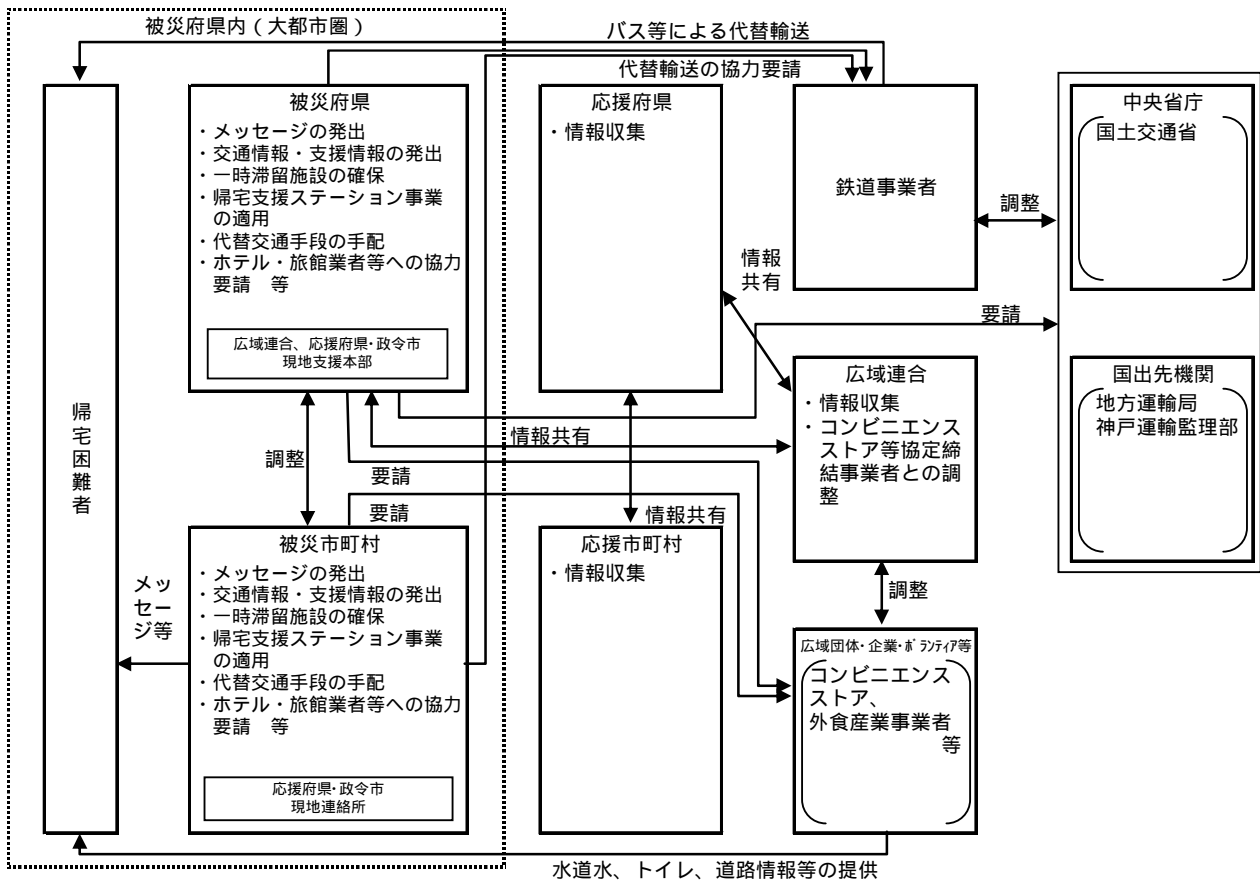
### (1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、大規模広域災害時に交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合は、連携県、市町村等と連携し、コンビニエンスストアや外食店等において災害時帰宅支援ステーションを展開して水道水やトイレを提供するなどの徒歩帰宅支援を行う。

### (2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)			(災害時帰宅支援ステーション事業) 水道水及びトイレの提供 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等の提供
応急対応期 (避難所期)			
復旧期 (仮設住宅期)			

### (3) フォーマーシオン



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

7 帰宅困難者の支援

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a メッセージの発出	a メッセージの発出	a 情報収集	a 情報収集	a 情報収集	
b 交通情報・支援情報の発出	b 交通情報・支援情報の発出				
c 一時滞留施設の確保	c 一時滞留施設の確保				
d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	b 《必要に応じ》 協定締結事業者との連絡調整			a 協定締結事業者 (コンビニエンスストア等)
e 代替交通手段の手配	e 代替交通手段の手配				b 鉄道事業者
f 代替交通手段の確保に係る調整	f 代替交通手段の確保に係る調整				c 国土交通省、 地方運輸局、 神戸運輸監理部
g ホテル・旅館業者等への協力要請	g ホテル・旅館業者等への協力要請				

被災市町村(帰宅困難者大量発生市町村)の業務

項目	内容
a メッセージの発出	無理に帰宅せず、落ち着いた対応を求める等のメッセージを発出する。
b 交通情報・支援情報の発出	ホームページ等で交通情報や帰宅困難者支援情報を提供する。
c 一時滞留施設の確保	協定等に基づき、ターミナル駅周辺の駅や企業等に協力要請し、帰宅困難者が一時的に滞留できるスペースを確保する。
d 帰宅支援ステーション事業の適用(要請)	協定先のコンビニエンスストア等に帰宅支援ステーション事業の実施を要請する。(若しくは府県にコンビニエンスストア等に要請するよう依頼)
e 代替交通手段の手配	被災府県と調整し、鉄道事業者に代替輸送の協力を求める。 帰宅困難者の誘導員を派遣する。
f 代替交通手段の確保に係る調整	被災府県に地方運輸局に代替交通手段に係る了解をとるよう調整する。
g ホテル・旅館業者等への協力要請	管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対し、観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受入れを要請する。 外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

被災府県(帰宅困難者大量発生府県)の業務

項目	内容
a メッセージの発出	無理に帰宅せず、落ち着いた対応を求める等のメッセージを発出する。
b 交通情報・支援情報の発出	ホームページ等で交通情報や帰宅困難者支援情報を提供する。
c 一時滞留施設の確保	府県の公共施設を開放し、帰宅困難者が一時的に滞留できるスペースを確保に協力する。
d 帰宅支援ステーション	被災市町村と調整し、協定先のコンビニエンスストア等に帰宅支援ス

ン事業の適用(要請)	テーション事業の実施を要請する。
e 代替交通手段の手配	被災市町村と調整し、鉄道事業者に代替輸送の協力を求める。又は、地方運輸局に代替輸送の調整を要請する。
f 代替交通手段の確保に係る調整	被災市町村と調整し、地方運輸局に代替交通手段の調整を要請する。
g ホテル・旅館業者等への協力要請	被災市町村と調整し、管内のホテル・旅館業者、旅行業者に対し、観光客への情報提供や安全な場所への誘導、さらに可能な場合には一時受入れを要請する。 被災市町村と調整し、外国人支援を行うNPOや語学ボランティアに通訳等の協力を要請する。

#### 広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	被災府県を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。
b 協定締結事業者との連絡調整	必要に応じて、協定締結事業者との連絡調整を行い、災害時帰宅支援ステーションの展開を支援・調整する。

#### 応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	広域連合を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。

#### 応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県を通じて、帰宅困難者の発生状況等を把握し、情報を共有する。

#### 関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 協定締結事業者	災害時における帰宅困難者支援に関する協定に参画する府県及び政令市からの協力要請に基づき、災害時帰宅支援ステーションを展開し、可能な範囲内において、帰宅困難者に対して、水道水、トイレ及び道路情報等の提供を行う。
b 鉄道事業者	被災市町村と連携を図り、帰宅困難者に避難場所を案内する。 行政機関からの要請に応じて、バス等による代替輸送を検討し、対応する。
c 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	被災府県からの要請に基づき、鉄道事業者とバス等による代替輸送に係る調整を行う。

#### <留意事項>

##### (自助・共助の必要性)

大規模広域災害時には、72時間以内の人命救助が優先されるため、帰宅困難者対策は、自助、共助を含めた総合的な対策が必要である。

##### (企業等との連携)

自治体では、被災住民用の備蓄はしているが、帰宅困難者用の備蓄はないため、ターミナル駅周辺の民間企業等には、一斉帰宅の抑制とともに、従業員や利用客用の備蓄を啓発する必要がある。

## 8 生活物資の供給

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.38、p.45、p.60 ]

### (1) 基本方針

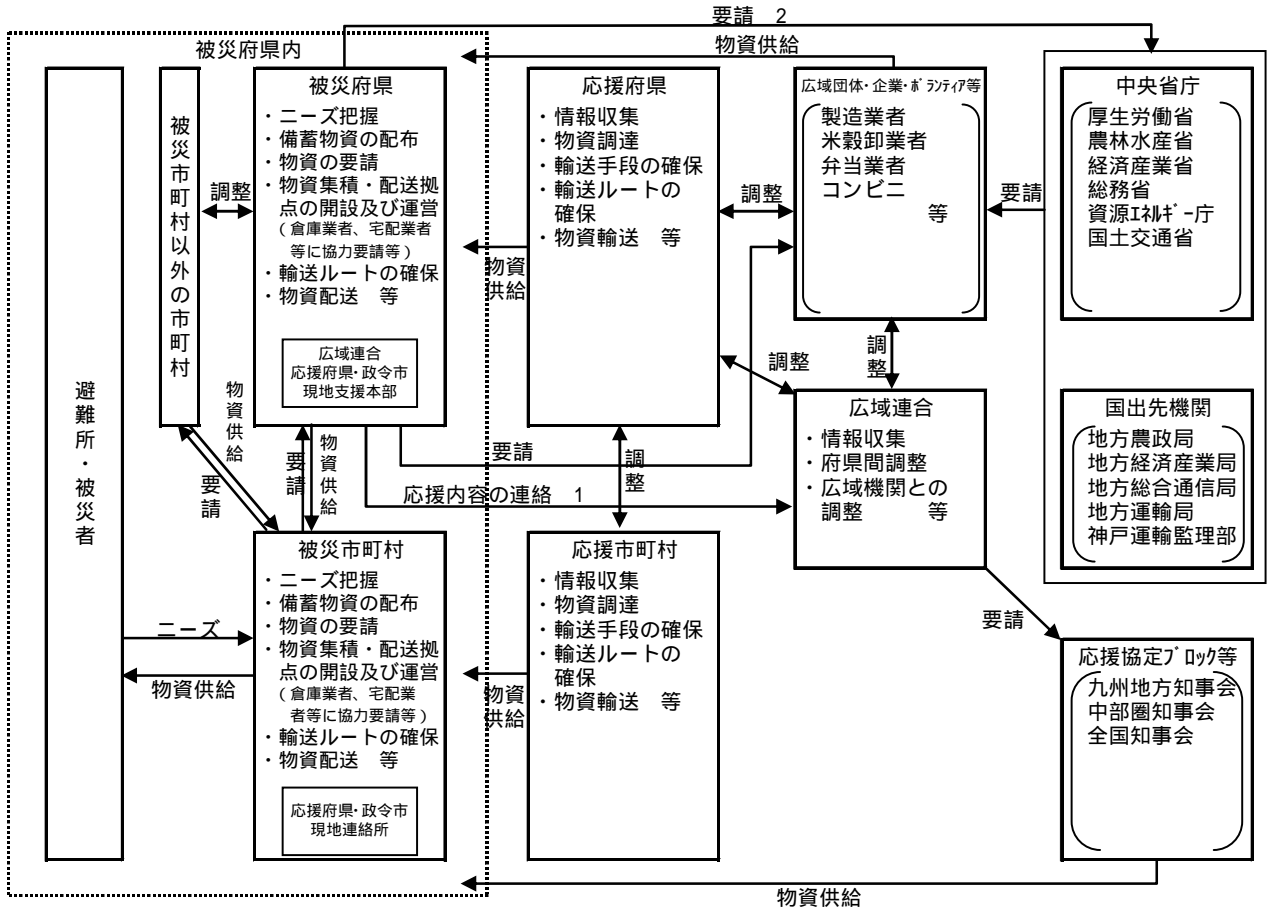
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における食料や生活必需品等の需要を的確に把握し、備蓄物資や、関係機関・団体間のネットワーク等を活用して調達した救援物資を被災者まで迅速に供給する。

なお、本節では物資の供給に関する基本手順を定め、物資の集積・配送に関する詳細な手順については「大規模広域災害における物資集積・配送マニュアル」で定める。

### (2) 応援内容

時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他																																			
初 動 期 (発災から概ね3日間)		<ul style="list-style-type: none"> <li>以下に例示する基本物資を中心に、被災地の需要に応じて、必要な物資を末端まで迅速に供給する。</li> </ul>																																				
		主な基本物資(属性別) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">属性に関わらず必要な物資</th> <th>乳幼児</th> <th>女性</th> <th>災害時要援護者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>アルファ化米</li> <li>即席めん</li> <li>精米</li> <li>おにぎり</li> <li>弁当</li> <li>パン</li> <li>缶詰</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>粉ミルク</li> <li>離乳食</li> </ul> </td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>流動食</li> <li>透析用米飯</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活必需品</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>毛布等の寝具</li> <li>下着類、防寒具等の衣料品</li> <li>トイレットペーパー等の保健衛生用品</li> <li>コンロ・鍋等炊事用具</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>ベビーバス</li> <li>ほ乳瓶</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性用下着</li> <li>生理用品</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>ストーマ器具</li> <li>補聴器</li> <li>筆談器具</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>医薬品等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、体温計、血圧計等</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資機材</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂</li> <li>ブルーシート</li> <li>自家発電機</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における暖房用の燃料</li> <li>自家発電機用の燃料</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">緊急車両用の燃料については「1-2 輸送経路・手段の確保」を参照</p>	属性に関わらず必要な物資		乳幼児	女性	災害時要援護者	食料	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルファ化米</li> <li>即席めん</li> <li>精米</li> <li>おにぎり</li> <li>弁当</li> <li>パン</li> <li>缶詰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粉ミルク</li> <li>離乳食</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>流動食</li> <li>透析用米飯</li> </ul>	飲料水					生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> <li>毛布等の寝具</li> <li>下着類、防寒具等の衣料品</li> <li>トイレットペーパー等の保健衛生用品</li> <li>コンロ・鍋等炊事用具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>ベビーバス</li> <li>ほ乳瓶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性用下着</li> <li>生理用品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>ストーマ器具</li> <li>補聴器</li> <li>筆談器具</li> </ul>	医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、体温計、血圧計等</li> </ul>				資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂</li> <li>ブルーシート</li> <li>自家発電機</li> </ul>				燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における暖房用の燃料</li> <li>自家発電機用の燃料</li> </ul>				
	属性に関わらず必要な物資		乳幼児	女性	災害時要援護者																																	
	食料	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルファ化米</li> <li>即席めん</li> <li>精米</li> <li>おにぎり</li> <li>弁当</li> <li>パン</li> <li>缶詰</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>粉ミルク</li> <li>離乳食</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>流動食</li> <li>透析用米飯</li> </ul>																																	
	飲料水																																					
生活必需品	<ul style="list-style-type: none"> <li>毛布等の寝具</li> <li>下着類、防寒具等の衣料品</li> <li>トイレットペーパー等の保健衛生用品</li> <li>コンロ・鍋等炊事用具</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>ベビーバス</li> <li>ほ乳瓶</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性用下着</li> <li>生理用品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつ</li> <li>ストーマ器具</li> <li>補聴器</li> <li>筆談器具</li> </ul>																																		
医薬品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品、体温計、血圧計等</li> </ul>																																					
資機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂</li> <li>ブルーシート</li> <li>自家発電機</li> </ul>																																					
燃料	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等における暖房用の燃料</li> <li>自家発電機用の燃料</li> </ul>																																					
応急対応期 (避難所期)		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え、ニーズに応じて必要な物資を逐次供給する。 (季節で変化するニーズに対応する物資例) 夏対策物品(冷房器具、虫除け等) 冬対策物品(暖房器具、防寒具等) (時期で変化するニーズに対応する物資例) 避難所期：仮設トイレ、仮設シャワー、仮設風呂 仮設住宅期：家具、電化製品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営</li> </ul>																																			
				<ul style="list-style-type: none"> <li>物資受入拠点や避難所等の不要物資について有効利用を図るとともに、有効利用が難しい場合は、処分する。</li> </ul>																																		
復旧期 (仮設住宅期)																																						

(3) フォーメーション

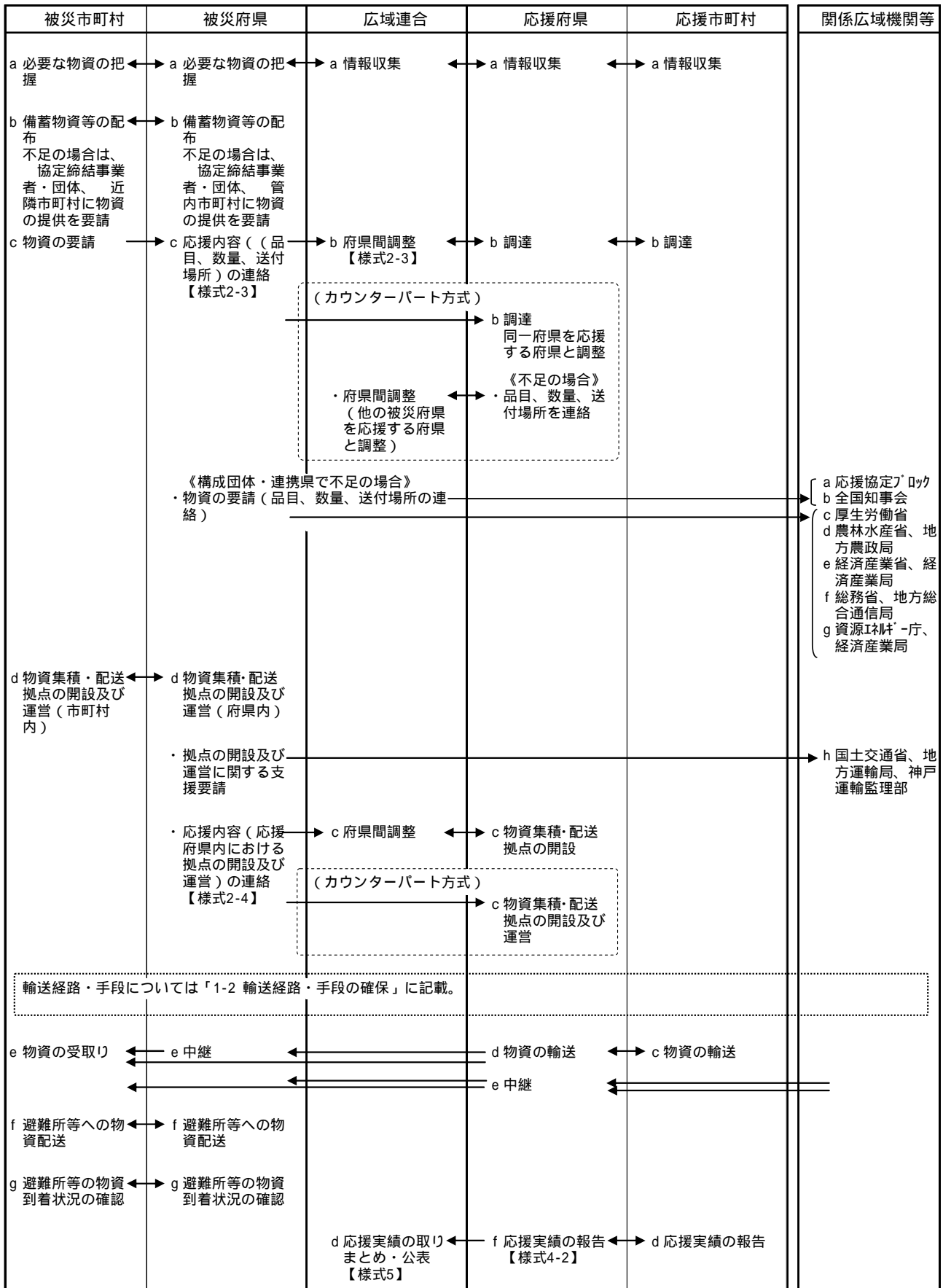


- 被災府県は広域連合に応援内容を連絡する。ただし、カウンターパート方式の場合は、自府県を割り当てられた応援府県・政令市に応援内容を連絡する。
- 政府現地对策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

第4章 応援・受援の手順

8 生活物資の供給

(4) オペレーション



広域連合（カウンターパート方式の場合：被災府県）は、応援府県に応援内容を連絡する場合は、当該応援府県内の応援政令市にも同内容を連絡する。

被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	避難者数を確認し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災府県と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 物資の要請	物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（市町村内）	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を被災府県に連絡する。 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。
e 物資の受取り	物資集積・配送拠点に要員を待機させ、物資を受け取る。 倉庫業者と連携し、品目別に保管する。 必要に応じ、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等について物流の専門知識を有する人材の派遣を民間事業者へ依頼する。
f 避難所等への物資配送	宅配便事業者と連携し、避難所等へ物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	被災府県と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握	被災市町村と連携し、必要な物資及びその数量を把握する。
b 備蓄物資等の配布	被災市町村と連携し、備蓄物資を被災者に配布する。 災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体に対して物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。 物資の不足が見込まれる場合は、被災していない管内市町村に備蓄物資の提供を要請し、提供物資を被災者に配布する。
c 応援内容の連絡	府県内で物資の不足が見込まれる場合は、必要な物資に関する情報（品目、数量、送付場所）を取りまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。 構成団体・連携県で物資の不足が見込まれる場合は、関係省庁へ生活物資の供給を要請する。
d 物資集積・配送拠点の開設及び運営（府県内）	物資集積・配送拠点の設置規模及び運用方法を決定する。 物資の集積及び配送のための要員を確保し、拠点を運営する。 物資集積・配送拠点の開設場所等の情報を応援府県に連絡する。 倉庫業者、宅配便事業者等に物資集積・配送拠点の開設及び運営について協力を要請する。 必要に応じ、国土交通省、地方運輸局に、関係事業者の斡旋など物資集積・配送拠点の開設及び運営に関する支援を要請する。 被災府県内の物資集積・配送拠点だけでは不足する場合は、応援要請内訳書3（様式2-4）により、応援府県内に同拠点の開設が必要である旨を広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。
e 中継	必要に応じて、府県物資集積・配送拠点において物資を集積し、市町村物資集積・配送拠点等に配送する。 必要に応じて、物資の受入れ、保管、仕分け、荷捌き、配送等につい

第4章 応援・受援の手順  
8 生活物資の供給

	て物流の専門知識を有した人材の派遣を民間事業者に依頼する。
f 避難所等への物資配送	宅配便事業者と連携し、必要に応じて、避難所等へ直接物資を配送する。
g 避難所等の物資到着状況の確認	被災市町村と連携し、物資が末端の避難所等まで届いているかを確認する。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部等を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県・市町村と情報を共有する。
b 府県間調整 (物資)	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、府県に物資調達可能数量及び輸送手段を確認の上、応援計画内訳書2(様式2-3)により応援計画を作成し、被災府県及び応援府県へ連絡する。 <b>(カウンターパート方式の場合)</b> 被災府県からの要請物資が調達できない旨の連絡が幹事府県からあったときは、他の被災府県を応援する幹事府県に物資の調達及び輸送を依頼する。 上記調整結果を被災府県へ連絡する。
c 府県間調整 (物資集積・配送拠点)	被災府県から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、応援府県に同被災府県内における物資集積・配送拠点の開設及び運営を要請する。
d 応援実績の取りまとめ・公表	応援実績を取りまとめ、報道発表資料(様式5)により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 調達	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、自らの備蓄物資に加え、管内市町村、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、物資を調達する。 カウンターパート方式の場合において、同一府県を応援する府県・政令市で要請物資を調達できない場合は、幹事府県がその旨を広域連合へ連絡する。
c 物資集積・配送拠点の開設及び運営	広域連合(カウンターパート方式の場合:被災府県)から応援内容の連絡があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内に物資集積・配送拠点を開設し、運営する。
d 物資の輸送	輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
e 中継	必要に応じて、応援府県内に物資集積・配送拠点を開設して関西圏域外からの救援物資を一時保管し、被災府県・市町村の物資集積・配送拠点における物資の充足状況や滞留状況を確認しながら、物資の需給調整を行う。
f 応援実績の報告	物資の送付状況を適正に管理し、広域連合に応援実績報告書2(様式4-2)により送付状況を報告する。



応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 調達	応援府県等から要請のあった物資を、自らの備蓄物資に加え、災害時の物資提供に係る協定を締結している事業者・団体等と調整し、調達する。
c 物資の輸送	輸送経路・手段の確保ができ次第、物資を輸送する。
d 応援実績の報告	物資の送付状況を適正に管理し、応援府県に送付状況を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 応援協定ブロック	広域連合からの要請に基づき、物資を調達し、被災地へ供給する。
b 全国知事会	広域連合からの要請に基づき、全都道府県へ広域応援を実施する旨を連絡し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる全国知事会の対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡する。 上記の広域応援実施要領で被災県を応援することとされた都道府県は、物資を調達し、被災地へ供給する。
c 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、医薬品等について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
d 農林水産省、地方農政局	被災府県からの要請に基づき、政府所有米穀等の供給を行うほか、関係業界団体等の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
e 経済産業省、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
f 総務省、地方総合通信局	被災府県からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
g 資源エネルギー庁、経済産業局	被災府県からの要請に基づき、燃料について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図る。
h 国土交通省、地方運輸局、神戸運輸監理部	被災府県からの要請に基づき、物資集積・配送拠点について、関係業界団体の協力を得る等により、その開設、運営の確保を図る。

<留意事項>

(連絡先リストの事前作成・協定締結)

物資を円滑に調達し被災者に供給できるよう、弁当業者や介護食業者など関係事業者の連絡先を予め整理しておくとともに、スーパーマーケットなどと生活物資の供給に関する協定を締結しておく。

(物流事業者のノウハウの活用)

支援物資の供給に際しては、被災地外からの輸送、集積拠点での管理・仕分け、個別避難所への配送に至るまで、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的な実施を図ること。その際、地方公共団体の人手を他の業務に振り向けられる効果も併せて考える。

(物資調達・輸送調整システムの整備)

各行政主体及び民間事業者団体等が連携し、物資を円滑に調達し供給する体制の構築を図るため、調達・輸送に必要とされる物資の単位や荷姿などの情報を共有する調整システムを整備する。

(物資集積・配送マニュアル)

被災市町村が、避難所の物資支援ニーズを把握できない場合、被災府県は可能な限り、避難所に府県職員を派遣し、物資支援ニーズを把握のうえ、「大規模広域災害における物資集積・配

送マニュアル」に記載する様式を用いて応援府県に連絡する。

(災害時要援護者等への配慮)

物資の備蓄、確保・輸送に際しては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の災害時要援護者や子育て家庭、食事制限のある方等のニーズ、男女のニーズの違いに配慮すること。また、食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士の活用を図る。

(指定避難所外の避難者への対応)

指定避難所以外の場所で生活している被災者についても可能な限り把握し、指定避難所まで取りに来てもらうなどして必要な生活物資を供給する。

(孤立集落対策)

孤立集落が発生した場合は、ヘリコプターを活用して物資を輸送するとともに、衛星携帯電話等により通信手段を早急に確保する。

(災害救助法特別基準の設定協議)

被災府県は、状況に応じて、災害救助法に基づく食品給与費(1人1日当たり1,010円以内)の引き上げ等、特別基準の設定について厚生労働省に協議を行う。(参考:東日本大震災時の特別基準1人1日当たり1,500円以内)

(被災地の経済活性化への配慮)

救援物資を被災地又は被災地に少しでも近いところで調達するなど、可能な範囲で被災地の経済活性化にも留意する。

(被災自治体との通信手段の確保)

通信手段の途絶を想定し、応援府県はあらかじめ携帯電話会社と協議のうえ、携帯電話回線を利用したデータ伝送を検討しておくことが望ましい。

(プッシュ型の応援)

応援府県・市町村は、支援物資のニーズの情報が得られない被災地についても、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、被災地からの要請がなくても支援物資を確保し送り込む「プッシュ型」支援の実施を遅滞なく判断する。

「プッシュ型」の支援については、供給過剰の防止を図りつつ、集積拠点より先の各避難所までの配送体制も考慮して円滑かつ確実に実施する。

「プッシュ型」の支援の継続が被災地での物資の滞留を招く懸念もあるため、現地の配送状況も考慮しつつ、要請に基づく「プル型」の支援への切替えを早く行う努力をする。

(個人からの救援物資の抑制)

府県民の寄付による救援物資については、善意によるものとはいえ、仕分け、被災者への配布が困難な物資の処分等で被災地に負担をかけるおそれがあることに鑑み、できるだけ義援金による支援を行うよう呼びかける。

個人が被災地に小口・混載の義援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災府県・市町村の負担になることから、特に必要で募集を要する品目を除き、個人からの義援物資については原則受け取らない。

## 9 給水

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p60 ]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

### (1) 基本方針

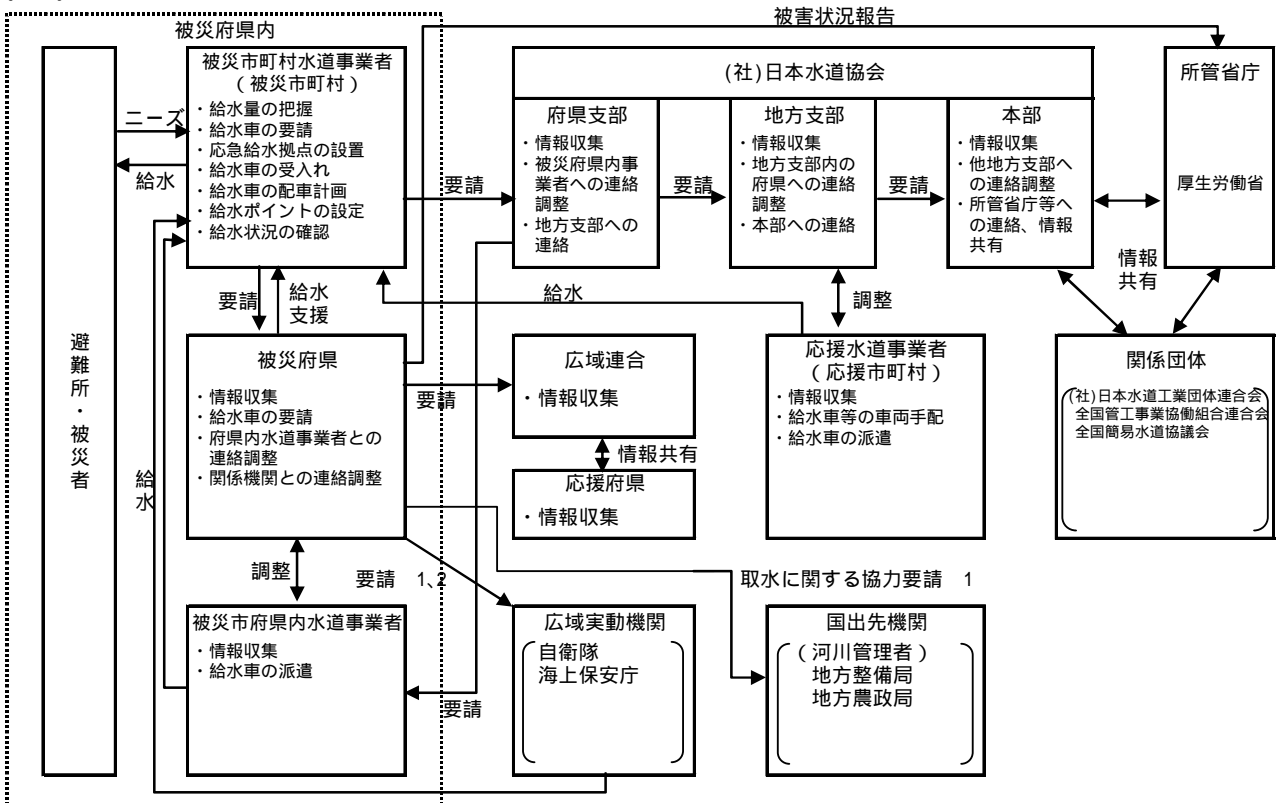
給水に関する応援・受援活動は、基本的に(社)日本水道協会の相互応援の枠組みにより実施される。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災地における断水状況や給水の充足状況に関する情報を収集し、(社)日本水道協会地方支部等の求めに応じ、必要な支援を行う。

### (2) 応援内容

時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
<b>初動期</b> (発災から概ね3日間)	給水車等を用いた給水活動に従事する職員	給水車 (医療用水給水には加圧式が必要) 給水タンク車 ポリタンク ポリ袋 等	関係機関・団体との連絡調整 その他水の供給に必要な事項
<b>応急対応期</b> (避難所期)			
<b>復旧期</b> (仮設住宅期)			

### (3) フォーメーション



1 政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。  
2 自衛隊に対する要請は、自衛隊法第83条による、都道府県からの災害派遣要請を意味する。

第4章 応援・受援の手順

9 給水

(4) オペレーション

被災市町村	被災府県	広域連合	応援府県	応援市町村	関係広域機関等
a 給水量の把握	a 情報収集	a 情報収集	a 情報共有	a 情報共有	a 厚生労働省 b (社)日本水道協会府県支部 c (社)日本水道協会地方支部 d (社)日本水道協会
b 給水車の要請 (給水場所、給水場所ごとの給水量等)	b 給水車の要請 (給水場所、給水場所ごとの給水量等)			b 給水車の手配、派遣	b (社)日本水道協会府県支部 c (社)日本水道協会地方支部 e 自衛隊 f 海上保安庁
c 応急給水拠点の設置					
d 給水車の受入					b (社)日本水道協会府県支部 c (社)日本水道協会地方支部 e 自衛隊 f 海上保安庁
e 給水状況の確認	c 取水の協力要請				g 国土交通省、地方整備局 農林水産省、地方農政局

被災市町村水道事業者（被災市町村）の業務

項目	内容
a 給水量の把握	断水区域、断水戸数、給水人口、復旧作業計画を把握し、必要な給水量のうち、保存飲料水による対応とは別に、給水車による給水が必要な区域、必要な給水量、給水場所、給水車の補給場所を把握する。
b 給水車の要請	必要な給水量と給水場所に関する情報（給水場所、給水場所ごとの給水量等）に基づき、被災府県もしくは(社)日本水道協会府県支部へ給水車を要請する。
c 応急給水拠点の設置	被災府県と連携し、住民等への給水場所、給水車への補給場所の開設・運営する。 給水、補給に係る作業要員を確保する。
d 給水車の受入	給水車の給水場所に要員を待機させ、給水車を受け入れ、住民等に供給する。 給水車への補給場所に要員を待機させ、給水車に飲料水を補給する。
e 給水状況の確認	飲料水が末端の断水となった住民等まで届いているかを確認し、届いていない場合は、速やかに給水車の手配等により給水を行う。

被災府県の業務

項目	内容
a 情報収集	被災市町村と連携し、必要な給水量及び給水に係る情報を把握する。

	管内市町村に給水に係る応援を要請する。 管内の水道施設の被害状況を取りまとめ、厚生労働省に報告する。
b 給水車の要請	自衛隊に対して給水応援を要請する。 海上保安庁に対して給水応援を要請する。
c 取水の協力要請	被災地での飲料水供給において必要な水量（水源）を確保するため、河川等からの取水について、柔軟な対応（一時的な許可水量を超えた取水、他用途水の水道用途への変更など）を地方整備局、農政局に要請する。

## 広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。

## 応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	被災地のニーズを把握する。

## 応援市町村水道事業者（応援市町村）の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。
b 給水車等の車両手配 給水車の派遣	(社)日本水道協会府県支部からの要請に基づき、給水車等を手配し、被災市町村に派遣する。

## 関係広域機関等の業務

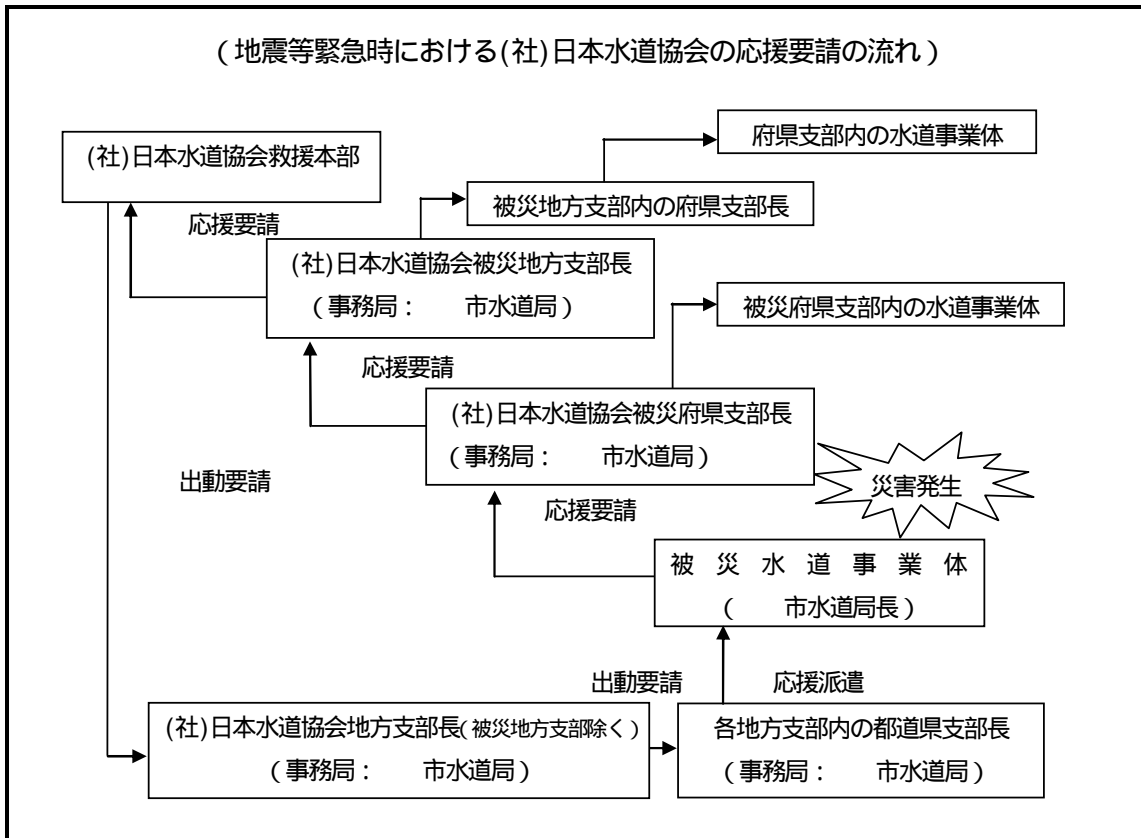
機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県からの報告に基づき、被害状況を公表する。 被災地支援について関係省庁に協力を要請する。
b (社)日本水道協会府県支部	被災市町村（水道事業者）からの要請に基づき、被災府県内の他の市町村（水道事業者）から給水車等を手配し、被災市町村に提供する。 (社)日本水道協会地方支部に応援府県支部との応援調整を要請する。
c (社)日本水道協会地方支部	被災府県の(社)日本水道協会府県支部からの要請に基づき、他の府県支部から給水車等を手配する。 (社)日本水道協会本部に他の地方支部との応援調整を要請する。 給水実績を取りまとめ、広域連合に報告する。
d (社)日本水道協会	被災地方支部からの要請に基づき、他の地方支部から給水車等を手配する。
e 自衛隊	被災府県からの要請に基づき、自ら保有する車両を用いて給水活動を実施する。
f 海上保安庁	被災府県からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて給水活動を実施する。
g 国土交通省、地方整備局 農林水産省、地方農政局	被災府県からの要請に基づき、被災地に飲料水の供給を行うため、水利権に基づく河川等からの取水について協力を得る等により、水の供給の確保を図る。

## &lt;留意事項&gt;

(社)日本水道協会による支援体制への協力)

- ・給水支援については(社)日本水道協会を主体とする支援体制を基本とし、府県、広域連合、各団体はその支援が円滑に遂行されるよう協力する。

< 参考 >



地方支部・府県支部	支部事務局
関西地方支部	大阪市水道局
大阪府支部	豊中市上下水道局
京都府支部	舞鶴市水道部
兵庫県支部	芦屋市水道部
奈良県支部	奈良市水道局
滋賀県支部	大津市企業局
和歌山県支部	和歌山市水道局
中国四国地方支部	広島市水道局
広島県支部	呉市水道局
岡山県支部	岡山市水道局
山口県支部	下関市上下水道局
鳥取県支部	鳥取市水道局
島根県支部	松江市水道局
香川県支部	高松市上下水道局
愛媛県支部	松山市公営企業局
徳島県支部	徳島市水道局
高知県支部	高知市水道局
中部地方支部	名古屋市上下水道局
愛知県支部	豊橋市上下水道局
三重県支部	津市水道局
静岡県支部	静岡市上下水道局
岐阜県支部	岐阜市上下水道事業部
福井県支部	福井市企業局
石川県支部	金沢市企業局
富山県支部	富山市上下水道局
長野県支部	長野市上下水道局
新潟県支部	新潟市水道局

(平成24年度現在)

## 10 被災者の健康対策の実施

### 10 - 1 保健・福祉

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62 ]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

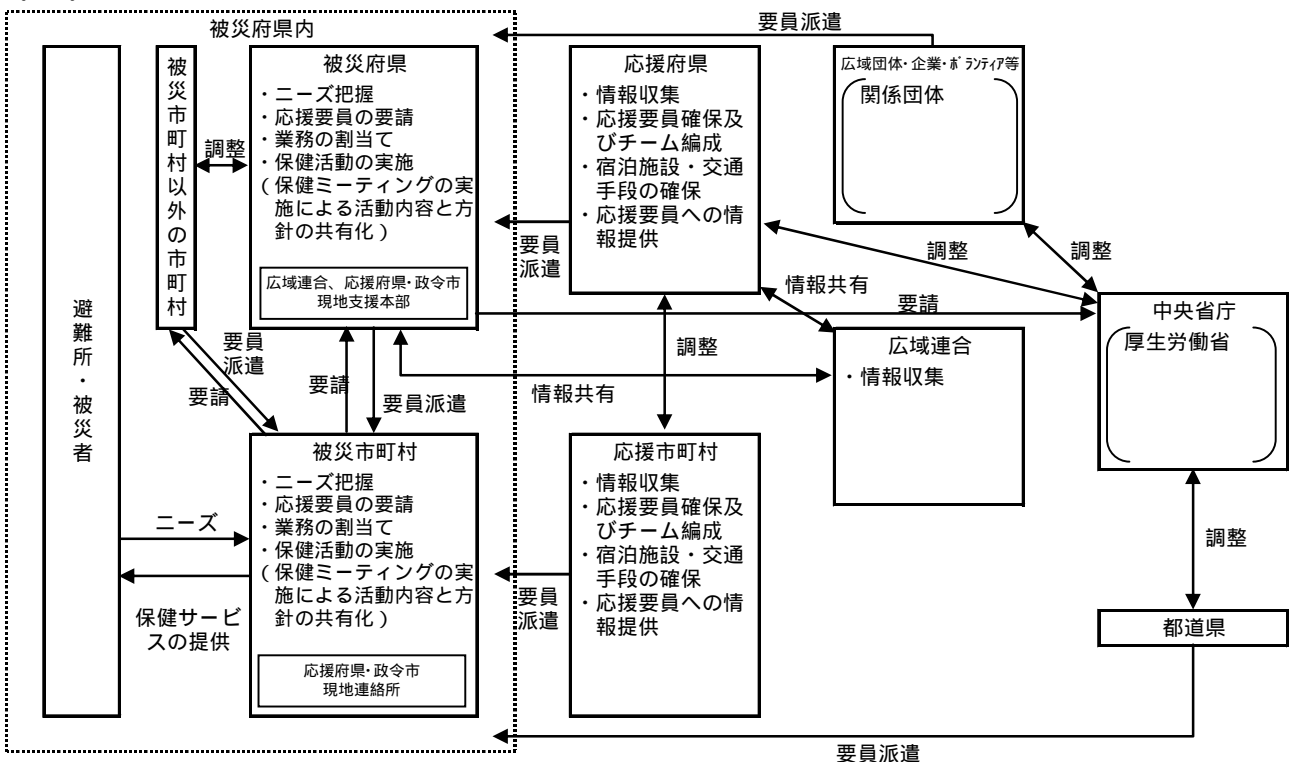
#### (1) 基本方針

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者が健康で自立した生活を送ることができるよう被災者の健康相等を行う保健師や看護婦の派遣等の応援・受援活動を行う。  
 なお、派遣調整については、厚生労働省により行われる。

#### (2) 応援内容

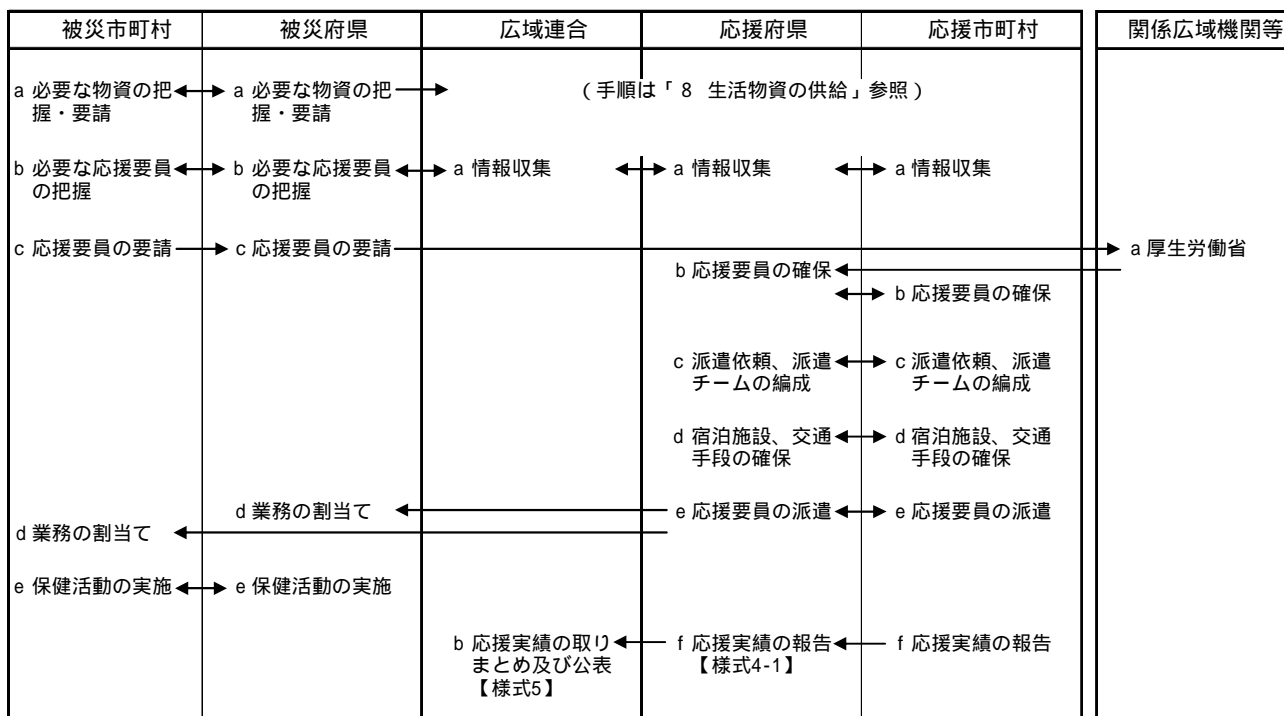
時 期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初 動 期 (発災から概ね3日間)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     国の関与により派遣調整が行われる要員                      保健師、看護婦                      (訪問・巡回相談時に必要な物品を持参)                 </div>	血圧計、体温計等の物品 健康教育用媒体・教材・リーフレット 等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)	↓	↓	

#### (3) フォーマーシオン



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握する。 必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）を被災府県へ連絡する。
b 必要な応援要員の把握	避難所の状況を把握し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。
c 応援要員の要請	必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）を被災府県へ連絡する。
d 業務の割当て	応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長が被災府県と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。
e 保健活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 被災状況、健康被害の状況、健康ニーズの把握 保健活動に必要な情報、資料、記録・報告様式等を準備し、応援要員に提供 災害時要援護者の安否確認と対応 避難所巡回健康相談 避難所における医療福祉ニーズの高い人の把握と医療チームや福祉 避難所の調整 感染症予防のための手洗い・うがい等の保健指導及び避難所の衛生管理（トイレ・生活空間の清潔） 保健所の助言を得て感染症患者発生時の感染拡大防止 二次健康被害防止のための保健指導 （生活不活発病、食中毒、転倒、エコノミー症候群 等） 避難所以外の家等への訪問による健康調査の実施 ミーティングの開催等による健康ニーズの情報の集約・共有・分析 介護保険サービス等事業所との仮設住宅の巡回健康相談、健康調査 仮設住宅でのコミュニティづくり、見守り体制の整備 通常の保健・福祉業務の再開



保健活動の計画策定	
被災府県の業務	
項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な物資（血圧計等）及びその数量を把握する。 被災市町村が必要とする物資（血圧計等）に関する情報（品目、数量、送付場所）をとりまとめ、応援要請内訳書2（様式2-3）により広域連合（カウンターパート方式の場合：幹事府県）へ連絡する。
b 必要な応援要員の把握	被災市町村と連携し、避難所等での健康相談実施に必要な応援要員及びその人数を把握する。
c 応援要員の要請	被災市町村及び被災府県が必要とする応援要員に関する情報（職種、人数、派遣期間、派遣先）をとりまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。
d 業務の割当て	応援要員が交替すること等を踏まえ、業務が継続して効率的に実施されるよう、保健所長等は保健医療の関係機関や被災市町村と調整の上、応援要員に業務を割り当てる。
e 保健活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 被災状況、健康被害の状況、健康ニーズの把握と被災市町村との共有 保健活動に必要な情報、資料、記録・報告様式等の準備について、被災市町村へ助言・提供 災害時要援護者の安否確認と対応 避難所、被災家庭等、全数健康調査実施や集約への協力 感染症サーベイランスを実施し、感染拡大兆候を早期に把握するとともに、対策を実施 医療チームとの連携・調整 被災市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援 被災市町村の保健活動の計画策定への参画・助言

## 広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績のとりまとめ及び公表	応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

## 応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援要員の確保	厚生労働省から応援要員の派遣要請があったときは、管内市町村及び府県看護協会と連携して応援要員を確保する。
c 派遣チームの編成	確保された応援要員をもとに、派遣人数・派遣時期・業務内容・派遣先等を考慮し、派遣チームを編成する。
d 宿泊場所、移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、県内市町村等と乗り合わせて往来する等、効果的に行う。
e 応援要員の派遣	b から d の調整が整った場合は、応援要員を派遣する。 応援要員については、派遣時期を考慮し、県職員・市職員の組み合わせに配慮する。 派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。 応援要員に、被災地の状況及び派遣先での役割についてオリエンテー

	<p>シオンするとともに、必要書類・資料等を配布する。                  随時現地の情報を府県内市町村に提供する。                  派遣された応援要員は、被災府県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により被災府県・市町村を支援する。                  被災市町村の受援ニーズの把握                  保健医療の連携調整業務への支援                  被災府県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援                  ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等）                  被災市町村の保健活動の計画策定への助言                  府県看護協会と連携し、まちの保健室開設への支援</p>
f 応援実績の報告	<p>応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援実績を報告する。</p>

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	<p>応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握する。</p>
b 応援要員の確保	<p>応援府県から要請のあった応援要員を確保する。</p>
c 派遣チームの編成	<p>確保された応援要員をもとに、派遣人数・派遣時期・派遣先等を考慮し、派遣チームを編成する。</p>
d 宿泊場所、移動手段の確保	<p>宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、市町村等と乗り合わせて往来する等、効果的に行う。</p>
e 応援要員の派遣	<p>b から d の調整が整った場合は、応援要員を派遣する。                  派遣にあたっては、応援要員が消費又は使用する物資を携行させる等、できる限り被災府県の負担とならないよう配慮する。                  応援要員に、被災地の状況及び派遣先での役割についてオリエンテーションするとともに、必要書類・資料等を配布する。                  派遣された応援要員は、被災府県・市町村が実施する被災者の健康対策に従事するほか、以下により被災府県・市町村を支援する。                  被災市町村の受援ニーズの把握                  被災府県・市町村における通常の保健・福祉業務の再開支援                  ミーティングでの活動報告、情報提供（記録、リスト作成等）                  被災市町村の保健活動の計画策定への助言</p>
f 応援実績の報告	<p>応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。</p>

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 厚生労働省	<p>被災府県からの要請に基づき、全国都道府県に対して応援要員の派遣に係る協力要請を行い、応援先都道府県を割り当てる。</p>

<留意事項>

（厚生労働省との連携）

派遣要員は、厚生労働省からの要請を基に各府県内で調整し、確保できない場合は広域連合内で調整する。

（コミュニティ活動支援者との連携）

被災者の健康づくりには、保健医療福祉関係者だけでなく、高齢者の見守りや孤立予防等を目的としたコミュニティ活動の支援者と連携し、総合的な支援を行うことが不可欠である。

（通信機器、移動手段の確保）

現地での必要物資として、応援府県・政令市がパソコン、携帯（衛星）電話等の通信機器を準備する。

被災地への移動手段、及び被災地での移動手段（レンタカー、公用車、自転車等）を確保する。

## 10 - 2 栄養

[ 関西防災・減災プラン地震・津波災害対策編関係箇所 p.62 ]

(注) 本分野においては、既定の応援制度により応援調整等が図られる分野であるが、災害対応の全体像を示すため、構成団体の業務等を簡易に記載する。

### (1) 基本方針

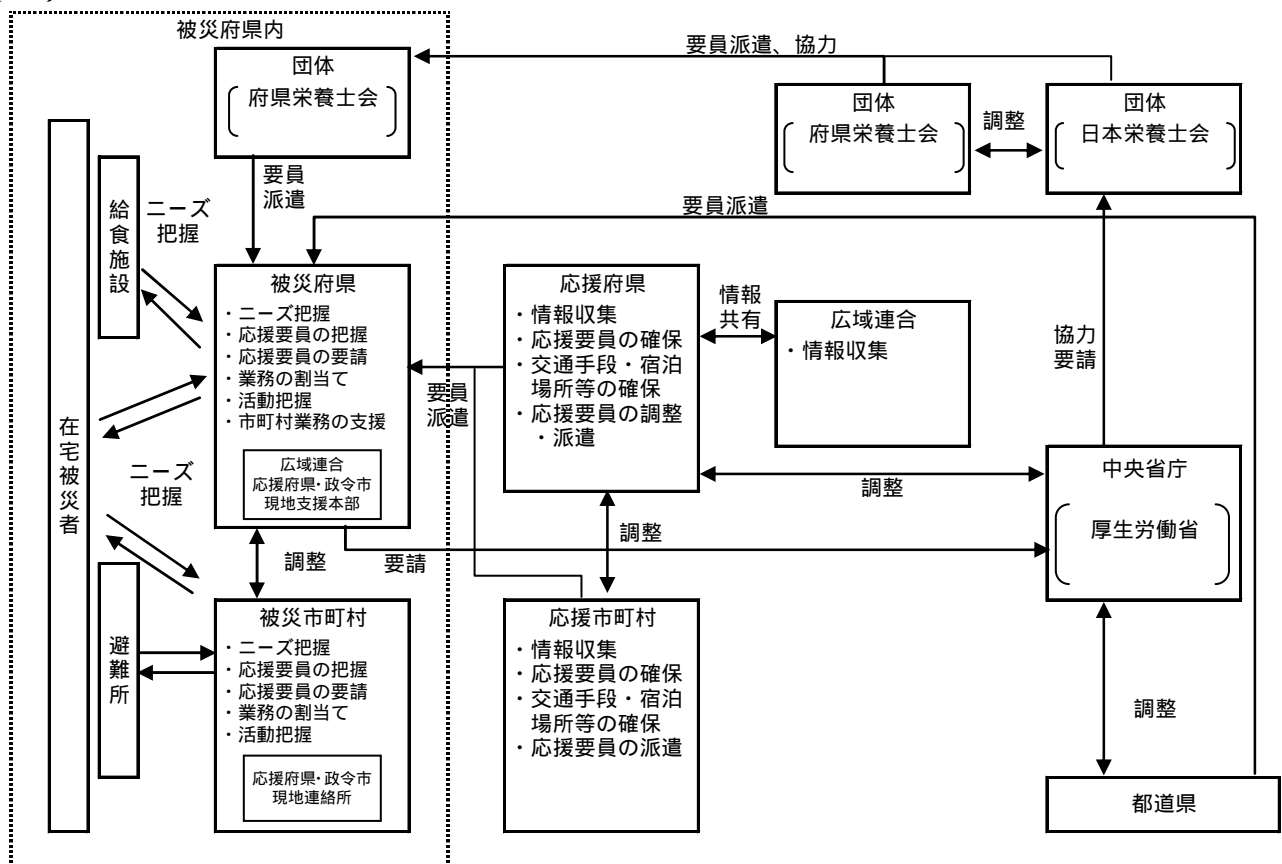
広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災者自らが健康を回復・維持増進し、健康な食生活が送れるよう、栄養的に配慮された支援食の提供や炊き出しの実施体制の確保、食料や特殊食品の確保・分配、栄養指導等に当たる要員(管理栄養士)の派遣などの応援・受援活動を行う。

なお、派遣調整については、厚生労働省により行われる。

### (2) 応援内容

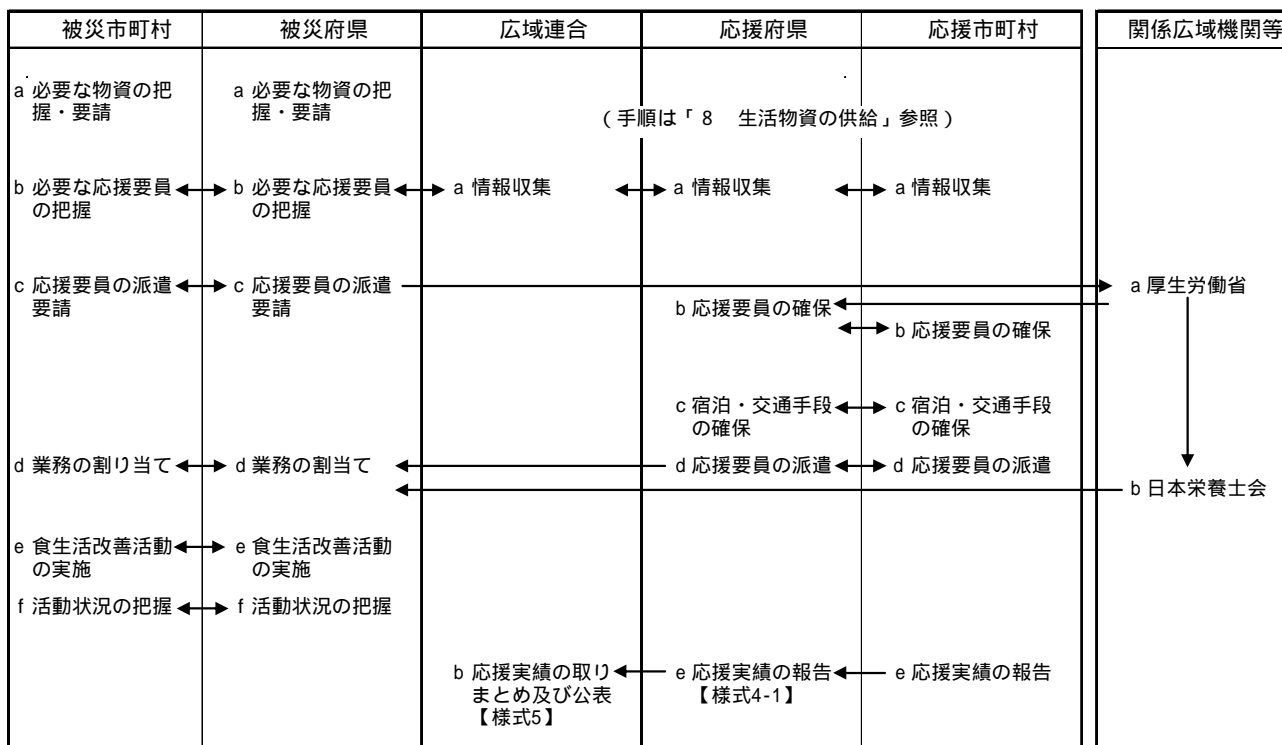
時期	応援要員の派遣	物資・資機材の供給	その他
初動期 (発災から概ね3日間)	国の関与により派遣調整が行われる要員 管理栄養士	離乳食、高齢者食、アレルギー食等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	
応急対応期 (避難所期) ・ 復旧期 (仮設住宅期)		離乳食・アレルギー食等を小規模で調理するための調理器具、熱源、衛生資材等 被災者の自炊用の調理器具等 仮設住宅の集会所等に、調理・喫食のための調理器具、熱源、衛生資材等 (手順は「8 生活物資の供給」参照)	

### (3) フォーメーション



政府現地対策本部が設置された場合は、同本部を通じて支援を要請する。

(4) オペレーション



被災市町村の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を把握し、食料調達担当へ要望し、他の生活物資とあわせ、被災府県へ連絡する。離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を把握し、物資調達担当から被災府県へ要請する。 仕出し業者など、支援食の製造可能な業者について管轄する保健所から情報を得る。
b 必要な応援要員の把握	避難所数、食料供給状況等の情報を収集し、食生活支援・栄養指導体制を整備するために必要な応援要員数を把握する。
c 応援要員の派遣要請	応援要員の役割、活動期間、活動地域、活動内容等を明確にして、必要な応援要員の人数を要請する。
d 業務の割り当て	応援要員の活動期間等を考慮し、応援要員に業務を割り当てる。
e 食生活改善活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 避難所及び在宅被災者の食生活・栄養状況の把握 支援食の内容や分配調整等について、食料調達担当への協力・指導助言 食料調達担当、ボランティアセンター等との連携により、避難所での継続的（計画的）な炊き出しのための指導・助言 避難所における支援食や炊き出しについての、避難所管理者・運営担当者、炊き出しボランティア等への指導・助言 栄養的配慮が必要な要援護者への支援、巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
f 活動状況の把握	応援要員の活動状況や業務の進捗状況を把握する。

被災府県の業務

項目	内容
a 必要な物資の把握・要請	栄養・食生活上の特別の配慮を要する人を確認し、必要な物資（離乳食、高齢者食等）の種類、数量、送付場所等を被災市町村と連携して把握し、食料調達担当者、府県栄養士会へ要請する。 離乳食・アレルギー等の小規模で調理するためや、避難所や仮設住宅等において被災者が調理するための調理器具や熱源、食品保管のための冷蔵庫等必要物資を被災市町村と連携して把握し、物資担当者へ要請する。 食品衛生担当と連携し、仕出し業者等支援食の製造可能な業者を把握する。
b 必要な応援要員の把握	被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数を把握する。
c 応援要員の派遣要請	被災市町村と連携し、必要な応援要員（管理栄養士）の人数、活動期間、活動地域、活動内容等を取りまとめ、厚生労働省に派遣調整を要請する。
d 業務の割当て	被災市町村と連携し、応援要員に業務を割当てる。
e 食生活改善活動の実施	以下により被災者の健康対策を実施する。 被災市町村と連携し、避難所や在宅被災者の食生活・栄養状況の把握 被災市町村と連携し、支援食の内容や分配調整についての、食料調達担当への協力・指導助言 被災市町村と連携し、避難所における支援食や炊き出しへの、避難所管理者・運営担当者、炊き出しボランティアへの指導助言 被災市町村と連携し、栄養的配慮が必要な要援護者への支援、巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施 給食施設の状況把握（施設・設備、食材や調理人員の確保、入所者の健康状態等）及び給食再開・継続への指導・支援 市町村の通常業務の再開支援
f 活動状況の把握	応援要員の活動状況や市町村業務の進捗状況を把握し、適宜必要な支援、助言を行う。

広域連合の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部を通じて、被災地のニーズを把握し、応援府県と情報を共有する。
b 応援実績のとりまとめ及び公表	応援府県の応援実績をとりまとめ、報道発表資料（様式5）により公表する。

応援府県の業務

項目	内容
a 情報収集	現地支援本部及び現地連絡所を通じて、被災地のニーズを把握し、広域連合と情報を共有する。
b 応援要員の確保	厚生労働省から応援要員（管理栄養士）の派遣要請があったとき又は情報収集の結果により応援が必要と判断されるときは、管内市町村と連携し、応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。移動に当たっては、同一府県を応援する府県、管内市町村等を含めて往來する等、効率的に行う。
d 応援要員の派遣	応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。派遣にあたっては、応援要員が使用する物資を携帯させる等、被災府県、市町村の負担を減らすよう配慮する。

	派遣前にはオリエンテーションを行い、現地の状況等について応援者へ情報提供しておく。
e 応援実績の報告	応援状況を適正に管理し、広域連合から依頼があった場合は、応援実績報告書1（様式4-1）により応援実績を報告する。

応援市町村の業務

項目	内容
a 情報収集	応援府県等を通じて、被災地のニーズを把握し、可能な支援内容について把握する。
b 応援要員の確保	派遣要請のあった応援要員を確保する。
c 宿泊場所及び移動手段の確保	宿泊場所及び移動手段を確保する。
d 応援要員の派遣	応援要員、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、応援要員を派遣する。派遣にあたっては、応援要員が使用する物資を携帯させる等、派遣先となる被災府県、被災市町村の負担を減らすよう配慮する。
e 応援実績の報告	応援状況を適正に管理し、応援府県から依頼があった場合は、応援実績を報告する。

関係広域機関等の業務

機関・団体名	内容
a 厚生労働省	被災府県からの要請に基づき、都道府県と調整し、応援要員を確保する。 被災府県からの要請に基づき、日本栄養士会に応援要員の派遣等の協力を要請する。
b 日本栄養士会	厚生労働省からの要請に基づき、被災府県栄養士会の協力も得て被災地の情報収集を行い、応援府県及び応援府県栄養士会と調整し、応援要員を確保する。

<留意事項>

（コミュニティ形成への配慮）

応急仮設住宅での栄養指導に当たっては、個々の食生活の改善に止まらず、調理実習を交えた学習会や食事会の開催等により、入居者の交流やコミュニティの形成が促進されるよう配慮する。

（通信機器、移動手段の確保）

現地での必要物資として、応援府県・政令市がパソコン、携帯（衛星）電話等の通信機器を準備する。

被災地への移動手段、及び被災地での移動手段（レンタカー、公用車、自転車等）を確保する。